

「女性活躍加速のための重点方針2019」に基づく令和2年度予算概算要求等について(総括表)

通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁				
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い								
					30年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野	大項目	その他						
I. 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																								
1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶																								
(1) 性犯罪・性暴力への対策の推進、若年層を対象とした性的な暴力の根絶																								
1	I	1	(1)	①	男女間における暴力に関する調査	内閣府においては、男女間における暴力の実態について、3年毎に、全国の20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施する。	平成29年度、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を実施した。 同調査において、「無理やり性交等をされた経験」等について調査しているところ、平成29年度の調査実施に当たっては、調査対象を女性のみから性別を問わない(男性も含む)よう拡充するなど、調査対象や調査項目について所要の見直しを行った。	-	-	-	-	-	20,789	-	-	-	-	133	27	7	1	7-4	内閣府	
2	I	1	(1)	①	性犯罪被害者の心理を踏まえた捜査の推進のための調査研究	性犯罪捜査における被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪被害の潜在化を防止する。	衆参両議院法務委員会による附帯決議の趣旨を踏まえ、警察において、性犯罪被害者の心理を踏まえた捜査を推進するための調査研究を実施する。	-	-	-	-	1,048	927	-	-	-	-	-	-	28	7	4	-	警察庁
3	I	1	(1)	①	刑法一部改正法附則第9条に基づく性犯罪に関する各種施策の3年後検討に向けた調査研究の実施	外国法制の継続的調査	平成29年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)附則第9条において、性犯罪における被害の実情や、改正法による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、施行後3年を目的として、性犯罪に係る事案の実態に即した対応を行うための施策の在り方について検討を加えることが政府に求められているところ、当該検討に資するための調査研究を実施する。	諸外国における性犯罪に関する法制及びその運用状況について調査を行う。	-	-	-	-	4,549	7,627	-	-	-	-	-	29	7	4	-	法務省
4	I	1	(1)	①	性犯罪を含む各種犯罪の被害の動向に関する調査研究	性犯罪被害者の心理学的・精神医学的知見等に関する法務研究の実施及び研究成果の報告	平成29年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)附則第9条において、性犯罪における被害の実情や、改正法による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、施行後3年を目的として、性犯罪に係る事案の実態に即した対応を行うための施策の在り方について検討を加えることが政府に求められているところ、当該検討に資するための調査研究を実施する。	公式統計等を基に、性犯罪の被害発生率、被害者と被疑者との関係等の性犯罪等被害に関する分析を行う。	76,703の内数	64,028の内数	-	43,249の内数	43,412の内数	-	-	-	-	-	-	30	7	4	-	法務省
5	I	1	(1)	①	性犯罪被害者の心理学的・精神医学的知見等に関する法務研究の実施及び研究成果の報告	性犯罪被害者の心理学的・精神医学的知見等に関する法務研究の実施及び研究成果の報告	平成29年6月に成立し、同年7月に施行された「刑法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)附則第9条において、性犯罪における被害の実情や、改正法による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、施行後3年を目的として、性犯罪に係る事案の実態に即した対応を行うための施策の在り方について検討を加えることが政府に求められているところ、当該検討に資するための調査研究を実施する。	性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見と、捜査・公判における活用の在り方を研究を行う。	-	-	-	530の内数	540の内数	-	-	-	-	-	-	32	7	4	-	法務省
6	I	1	(1)	②	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談体制強化に向けた調査	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談体制強化に向けた調査	「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、暴力を容認しない社会環境を整備するため、特に若年層への教育・啓発を強化に推進することとされている。また、性犯罪被害者が躊躇せずに必要な相談を受けられる相談体制を整備することとされている。これらを踏まえ、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、若年層の被害を含む被害の潜在化を防止するとともに、相談・支援対応の質の向上を図ることを目的とする。	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「ワンストップ支援センター」という。)における支援の実態や課題を把握するために、全国の行政が関与するワンストップ支援センターを対象とした調査を実施し、相談体制等の在り方について検討する。	-	-	-	-	7,761	-	-	-	-	-	-	33	7	4	-	内閣府
7	I	1	(1)	②	性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上	「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「センター」という。)の設置促進が掲げられ、行政が関与するセンター設置数を令和2年までに各都道府県に最低一か所とする成果目標が設定されているところ、平成30年度中に全都道府県へセンターが設置され、前倒してその目標を達成した。センターの運営の安定化及び質の向上を図るため、引き続き、地方公共団体の取組を促進することを目的とする。	センターの運営の安定化や質の向上等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する(1/2又は1/3を補助)。 【交付対象経費】 ・都道府県が負担したセンター運営の支援に係る事業 ・医療費等の公費負担事業	187,035	169,573	90.7	209,847	302,073	-	-	-	-	-	106	35	7	4	-	内閣府
8	I	1	(1)	②	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員と性犯罪被害者等支援に携わる医療関係者、並びにワンストップ支援センター等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。 また、センターの共通ダイヤル化を実施するとともに、コールセンター導入のための調査を実施し、センターの24時間化に向けた取組を促進することで、さらなる相談・支援体制の充実を推進する。	11,099	9,536	85.9	8,737	17,188	-	-	-	-	-	105、140	34、75	7	4	-	内閣府
9	I	1	(1)	③	性犯罪・性暴力被害者対応と児童の虐待対応との連携強化の促進	性犯罪・性暴力被害者対応と児童の虐待対応との連携強化の促進	児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行うため、「児童虐待防止対策の抜本的強化」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、ワンストップ支援センター(以下「支援センター」という。)において児童相談所と連携して児童虐待に対応した好事例を収集し、全国の支援センター・関係機関に共有することとされている。これを踏まえ、支援センター・関係機関における対応力強化のため、性虐待被害や若年の性被害等に対し、支援センターにおいて関係機関と連携して対応した好事例を収集する。	全国の支援センターを対象としたヒアリング調査を実施し、有識者による検討会において、性虐待被害や若年の性被害等に対し、支援センターが関係機関と連携して対応した好事例を収集し、好事例集を作成する。	-	-	-	-	7,761	-	-	-	-	-	-	-	7	4	-	内閣府
10	I	1	(1)	③	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業(8の再掲)	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業(8の再掲)	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員と性犯罪被害者等支援に携わる医療関係者、並びにワンストップ支援センター等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。また、センターにおける相談対応事例等について調査する。	11,099	9,536	85.9	8,737	17,188	-	-	-	-	-	105、140	34、75	7	4	-	内閣府
11	I	1	(1)	④	性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用	性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用	「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。これを踏まえ、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル「#8103(ハートさん)」を導入した。	性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するために導入した、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル「#8103(ハートさん)」については、平成31年4月から全都道府県において24時間運用が実現したところであり、これを適切に運用するとともに、国民への更なる周知等を図る。	3,840	-	-	12,732	12,711	-	-	-	-	-	108	38	7	4	-	警察庁

※1 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等』(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について』(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁				
									関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い						
									30年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)							2年度予算要求額(千円)	分野		大項目	その他		
12	I	1	(1)	⑤	性犯罪捜査体制の整備	性犯罪捜査における適切な証拠保全	性犯罪捜査における必要な証拠を適切に採取するとともに、性犯罪被害の潜在化を防止する。	性犯罪捜査において、薬物の使用が疑われる場合を含め、必要な証拠の収集に努めるなど、適切に対応するよう研修等の機会を通じて都道府県警察に指導していくとともに、被害者の身体等から迅速・確実に証拠資料を採取するための資機材を警察署に整備する。 また、警察への届出を躊躇している性犯罪被害者の身体等から医療機関において証拠資料を採取しておくための性犯罪証拠採取キットについて、平成26年度から28年度までの間に実施したモデル事業の結果を踏まえつつ、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働き掛けを推進する。	-	-	-	5,001	5,061	-	-	-	-	-	39	7	4	-	警察庁		
13	I	1	(1)	⑤	女性警察官の配置、職員に対する研修の充実等	女性警察官の配置、職員に対する研修の充実等	性犯罪捜査における被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪被害の潜在化を防止する。	性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官により対応できるよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等への女性警察官等の指定を推進する。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付き添い等、性犯罪被害者に関わる様々な業務に従事する。 また、警察庁において、各都道府県警察における幹部の警察官を対象とした、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施するほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等を対象とした、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	109	40	7	4	-	警察庁		
14	I	1	(1)	⑥	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等広報啓発事業	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。 この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発を行う。 ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びびりーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など	10,697の内数	5,506の内数	-	8,172の内数	11,671の内数	-	-	-	-	113,137	47,70	7	5	7-1 7-4	内閣府		
15	I	1	(1)	⑥	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の啓発	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議決定)に基づき、被害にあいやすい高校生や大学生等を対象として啓発を行い、いわゆるアダルトビデオ出演強要・『JKビジネス』等による被害を未然に防ぐ必要がある。	新学期を迎える高校生や学生に対し、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する啓発を行うため、各大学や教育委員会に対し高校生や大学生への注意喚起に関する通知を发出するとともに、パンフレットを作成し当該問題の周知を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知の発出、パンフレットの作成	文部科学省	
16	I	1	(1)	⑥	大学の学生支援担当者等が集まる会議等を通じた周知・啓発	大学の学生支援担当者等が集まる会議等を通じた周知・啓発	学生を支援する大学の担当者等に対して、情報を提供し、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等の根絶を図るため。	大学の学生支援担当者等が集まる会議等において、資料を用いて説明。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	会議等を通じた周知	文部科学省	
17	I	1	(1)	⑦	「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等)に基づく対策の推進	「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等)に基づく対策の推進	・児童ポルノ、児童買春等の児童の性的搾取に係る事件の検挙件数等は高水準で推移しており、子供の性被害をめぐる情勢は極めて憂慮すべき状況にある。 ・このような状況を踏まえ、「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等)に係る対策の基本計画)」に基づき、関係府省庁及び民間団体・企業と連携して子供の性被害撲滅に向けた施策を進めていく必要がある。	「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等)に係る対策の基本計画)」に基づき、児童買春、児童ポルノ等の子供の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化等の対策を総合的に推進する。	21,602	12,745	59.0	59,953	60,822	-	-	-	-	111,112	51	7	5	-	警察庁		
18	I	1	(1)	⑦	「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等)に係る対策の基本計画)」に基づく対策の推進	児童の心理的負担等に配慮した事情聴取(協同面接、代表者聴取)等の関係機関の連携強化	児童に対する性的な暴力の事案において、児童から事情聴取を行うに当たっては、児童が繰り返し事情を聞かれることによる二次被害を防止して心理的負担を軽減するとともに、記憶が汚染されることを防止して信用性の高い供述を得る必要がある。そのため、平成27年10月から、検察、警察、児童相談所が連携し、その代表者が聴取を行うなどの取組を実施している。	法務省、警察庁及び厚生労働省においては、検察庁、警察及び児童相談所が連携し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施しており、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどしているところ、検察庁では、被害児童の負担軽減、被害回復や再被害防止に向けた取組に適切に対応するため、児童聴取室設備や人的体制等の整備を図る。	21,222	21,222の内数	-	30,728	72,319	-	-	○	-	-	-	52	7	5	-	各地方検察庁への最高検察庁発出通知(平成30年7月24日付け「警察及び児童相談所との情報共有の強化について」等)	法務省
19	I	1	(1)	⑦	人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施	人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施	人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。 「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。 人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びびりーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布する。	2,304	2,429	105.4	2,155	2,478	-	-	-	-	110,136	53,69	7	7	-	内閣府		
20	I	1	(1)	⑧	メール・SNS等を活用した相談の試行実施による、若年層の性暴力被害に係る相談対応力の向上	若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等を通して、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。	若年層の性暴力被害に係る相談・支援機関において、メール・SNS等を活用した相談を試行的に実施するとともに、相談事例について、有識者検討会において分析・検討を行い、事例集を作成する。	3,891	5,147	132.3	12,929の内数	16,563の内数	-	-	-	-	-	-	36	7	4	7-1 7-5	内閣府		
21	I	1	(1)	⑨	若年被害女性等に対するアプローチの仕組みに関する検討	若年被害女性等支援モデル事業	様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されている。このため、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。(平成30年度創設)	困難を抱えた若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。 具体的には、以下の4つの事業を実施。 ①アウトリーチ支援(夜間見回り、声掛け、相談窓口による相談及び面談等) ②関係機関連携会議の設置(公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有) ③居場所の提供に関する支援(安心・安全な居場所の提供、日常生活上の支援、相談支援) ④自立支援(新たな居住地に関する支援、就労支援等)	15,870,123の内数	-	-	16,862,240の内数	21,744,345の内数	-	-	-	-	-	-	56	7	2	-	厚生労働省	

※1 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁		
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い				
					30年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野	大項目		その他	
(2) セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進																				
22	I 1 (2) -	セクシュアル・ハラスメント等の防止のための自習用研修教材の作成	平成30年6月12日、すべての女性が輝く社会づくり本部において、政府を挙げてセクハラ被害の予防等を図るための「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」(以下「緊急対策」という)が決定された。	緊急対策の決定を受けて、平成30年6月13日、内閣府特命担当大臣(男女共同参画担当)から人事院総裁に対し、セクハラ対策の強化に向けた必要な対応の検討の要請がなされ、人事院は、新たに指定職員又は本府省課長級職員となった者への研修実施を各省各庁の長に義務づけるための人事院規則の改正を行い、平成31年4月から施行されたところである。 このような状況を踏まえ、令和元年度においては、幹部職員を含めた全ての職員に対し、セクハラに係る人事院規則等の内容について周知徹底させるため、個々の職員がそれぞれの業務の都合に合わせて受講できる自習用研修教材を作成することとしている。また、パワー・ハラスメント防止対策についても強化する必要があるところ、令和2年度においては、パワー・ハラスメントの防止についての内容も含めて作成することとしている。	-	-	-	973	991	-	-	-	-	-	44	7	8	-	人事院	
23	I 1 (2) -	幹部・管理職員ハラスメント防止研修の実施	職員の模範となるべき幹部・管理職員を主な受講対象として、ハラスメント防止に向けて求められる役割や行動様式等について再認識させることを目的とする。	幹部職員等を対象とする研修を実施し、セクシュアル・ハラスメント防止については、自らの行動がもたらす職場内外への影響の大きさ、事案が発生した場合の組織内での対応として幹部が身につけておくべき知識を付与する。また、パワー・ハラスメント防止については、部下のモラルダウンが及ぼす影響やパワハラ防止の必要性や、自ら加害者とならないための取組等について学ぶ。	-	-	-	3,998	3,998	-	-	-	-	-	42	7	8	-	人事院	
24	I 1 (2) -	新任幹部職員等向けセクシュアル・ハラスメント防止のための「e-ラーニング」	セクシュアル・ハラスメント事案の発生を受け、平成30年6月12日に「第7回すべての女性が輝く社会づくり本部」が開催され、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」が決定された。同緊急対策において、各省各庁の長が行うセクシュアル・ハラスメント防止のための研修について、課長級職員及び幹部職員にも研修を義務化することとされた。	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のため、各省各庁が実施する研修を受講できなかった各府省等の新任課長級職員及び新任幹部職員を対象にe-ラーニング等による補完的研修を実施し、幹部職員全員の確実な研修受講を期する。	-	-	-	7,290	6,929	-	-	-	-	-	45	7	8	-	内閣官房	
25	I 1 (2) -	「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」に基づく対策の推進	昨今のセクシュアル・ハラスメント問題に対する社会的な関心の高まりも踏まえ、政府は、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」(平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)を取りまとめた。 さらに、今般の男女雇用機会均等法等の改正及び「セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題」(平成31年4月男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告)の趣旨を踏まえ、再発防止に向けた取組を推進することを目的とする。	「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」等に基づき、国家公務員に対する研修の実施によるセクシュアル・ハラスメント防止に係る法令等の周知徹底やセクシュアル・ハラスメント事案の通報窓口の整備等を着実に実施する。 また、男女雇用機会均等法等の改正法及び「セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題」を踏まえた取組を促進する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46	7	8	-	内閣府	
26	I 1 (2) -	職場におけるハラスメントへの総合的な対応	職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、都道府県労働局への相談件数は高止まりの状況にあり、企業によるセクシュアル・ハラスメント防止対策も、中小企業では取組が遅れている状況にある。こうした状況について関係法令の整備や具体的な対応に関する周知が喫緊の課題であり、被害を受けた労働者への支援強化が求められている。セクシュアル・ハラスメント防止の意義等について周知徹底を図るとともに、労働者が安心して働き続けられる雇用管理改善の推進を図っていく。	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化を含めた男女雇用機会均等法等の改正を踏まえ、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の職場のハラスメント撲滅に向けて、「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主向けの説明会の開催やシンポジウムの開催等による集中的な周知啓発を実施する。また、ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、都道府県労働局の相談体制を強化するほか、平日の夜間や休日にも対応するフリーダイヤルやメールによる相談窓口を設置する。また、中小企業への個別訪問等により、企業へのハラスメント防止対策への取組支援を行う。 (令和2年度概算要求案) 引き続き、改正法の周知啓発を行うとともに、上記事業に加え、中小企業団体による外部相談窓口の運営への支援や、中小企業団体における中小企業への労務管理・経営指導等を行う者に対して、ハラスメント対策についても一体となって支援できるよう研修を実施する。 就職活動中の学生に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するため、セクシュアル・ハラスメントの防止措置に関する指針について労働政策審議会雇用環境均等分科会において検討するとともに、総合労働相談コーナーで相談を受け付けられることの周知を行う。	509,719	446,816	87.7	1,012,076	1,182,803	○	-	-	-	-	-	43	7	8	-	厚生労働省
27	I 1 (2) -	スクールカウンセラー等活用事業	セクシュアル・ハラスメント被害等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、養護教諭等と連携しながら児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの適正な配置により、学校の相談体制を整備するもの。	セクシュアル・ハラスメント被害等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーの配置を拡充(令和元年度予算:27,500校)してきた。 スクールカウンセラーについては、第3期教育振興基本計画等において、2019年度までに、原則として、全公立小中学校(27,500校)に配置するとともに、それ以降は配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すこととされている。	4,568,912の内数	6,086,556の内数	-	4,738,034の内数	5,063,563の内数	-	-	-	-	120	-	8	1	-	文部科学省	
28	I 1 (2) -	スポーツ・インテグリティ推進事業(スポーツ団体のガバナンス強化の推進)	スポーツ界における透明性・公平性・公正性の確保はスポーツ活動の基盤であるが、昨今、スポーツ選手のコンプライアンス(法令順守)違反が頻発し、各スポーツ団体におけるノウハウや人材が十分でないことが喫緊の課題となっている。 スポーツ基本法において、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施する旨が規定されており、第2期スポーツ基本計画においても、クリーンでフェアなスポーツの推進に国が一体的に取り組むこととしている。 本事業では、スポーツ団体ガバナンスコードの活用等により、スポーツ界のインテグリティの確保を図るため、専門家のコンサルティングによる先進事例の創出を行う。	○スポーツ界のガバナンス強化の推進 2019年度策定のスポーツ団体ガバナンスコードに基づく各スポーツ団体の内部規程の整備等促進するため、専門家によるコンサルティングを行い、モデルとなる先進事例の創出を図る。	16,479の内数	4,985の内数	-	29,090の内数	57,173の内数	-	-	-	-	-	142	6	4	-	文部科学省	

※1 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等』(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について』(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁		
									関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い		その他	
									30年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野			大項目
29	I	1	(2)	-		セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進	大学の担当者に情報を提供し、ハラスメントの対策の推進を図るため。	大学の担当者が集まる会議等にて、資料を用いて説明。	-	-	-	-	-	-	-	-	各種会議等における周知	-	-	7	8	-	文部科学省
30	I	1	(2)	-	-	・大学等及び企業を対象とした就職・採用活動に関する調査の実施 ・大学の学生支援担当者等が集まる会議等を通じた周知・啓発(16の再掲)	大学等及び企業に対する調査を通じて、就職・採用活動の実態を把握し、その結果を含めて大学の学生支援担当者等に情報提供をすることで、就職活動中の学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止を図るため。	・大学等及び企業に対して、就職・採用活動の実態を把握するため、アンケート調査を実施する。 ・大学の学生支援担当者等が集まる会議等において、資料を用いて周知する。	-	-	-	-	-	-	-	-	調査の実施及び会議等での周知(※アンケート調査の実施については事務処理経費の内数)	-	-	-	-	-	文部科学省
(3) 配偶者等からの暴力への対策の推進																							
31	I	1	(3)	①		女性に対する暴力をなくす運動の実施	毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしている(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)。 潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としている。	女性に対する暴力をなくす運動のポスター及びフリーレットを作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図る。 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、女性に対する暴力をなくす運動において、児童虐待防止推進月間(11月)と連携しつつ、予防啓発に加え、DVの特性や子どもへの影響を周知する等、国民の意識向上に向けた啓発活動を推進する。	10,697の内数	5,506の内数	-	8,172の内数	11,671の内数	-	-	-	-	135	72	7	1	-	内閣府
32	I	1	(3)	①		女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)を設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村等へのアドバイザー派遣を通じて、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	・センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 ・センターにおけるDV及び児童虐待に係る相談対応力向上に向け、センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的な方法に関する取組事例を収集・分析し、地方公共団体に提供する。 ・センター設置を検討している市町村等へのアドバイザー派遣を行う。 ・児童虐待とDVとが重複して発生していた家庭における児童虐待死事案の発生を受け、児童虐待、DVそれぞれの事案に対し、児童虐待対応機関とDV対応機関とが連携して対応する必要があることから、児童虐待対応機関に対してもDVと児童虐待の特性、関連性等に関する理解を促進する。	22,407	14,985	66.9	20,417	45,115	-	-	-	-	127、130、141	58、60、73	7	2	-	内閣府
33	I	1	(3)	①		DV対応と児童虐待対応との連携強化	子ども虐待に関する相談対応件数は増加し続けるとともに、虐待による死亡事例は後を絶たない状況である。子ども虐待による死亡事例等について、今後の再発を防止するため、これらの事例を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的として、平成16年10月に社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、これまで15次にわたって報告を取りまとめている。	社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を設置して、子ども虐待による死亡事例等を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策を提示している。 これまでの報告を踏まえて、子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント(養育者の側面)として「養育者がDVの問題を抱えている」ことを提言し、自治体に周知している。 さらに、第15次報告では家族に対するアセスメントの際に、「DVと虐待の密接な関係を意識した対応を行う」「DV等の専門家から助言を受ける体制の整備を検討する」ことを示している。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	-	厚生労働省	
34	I	1	(3)	①		DV対応機関と児童虐待対応機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた対応の在り方に関するガイドラインの策定に向けた検討	児童虐待防止法において、児童が同居する家庭における配偶者への暴力は心理的虐待とされ、また、児童虐待と配偶者からの暴力(DV)には一定の関連性があるとの調査結果もある。 さらに、配偶者への暴力(DV)が行われている状況下では、子どもへの虐待の制止が困難となる場合があり、児童虐待とDVの対応を連携して行うことが重要である。	DV対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、今年度、調査研究を行い、ガイドライン案を取りまとめる予定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	-	厚生労働省	
35	I	1	(3)	②		民間シェルター等における被害者支援のための取組の促進	配偶者からの暴力(以下「DV」という。)を始めとする複合的困難により、社会的に孤立し、生きづらさを抱える者に対する支援については、民間シェルター等の団体が重要な役割を担っているが、財政面、人的基盤等において厳しい状況にある。 このような団体に対する支援の在り方については、平成31年2月に立ち上げられた「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」において議論がなされ、同年5月には報告書が取りまとめられた。 これらを踏まえ、民間シェルター等の団体の基盤強化と対応力の向上を図ることにより、DV被害者等への支援の充実・強化を促進する。	DV被害者等の生きづらさを抱える女性を支援する民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組(①心理専門職等によるメンタル面のケア、②児童虐待対策との連携、③メール・SNS等を活用した相談等)についてパイロット事業を実施し、これにより得られるニーズに応じた支援のノウハウの蓄積や効果検証、課題の把握等に係る調査研究を実施する。	-	-	-	-	316,190	-	-	○	-	-	-	7	2	-	内閣府

※1 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等』(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づき平成31年度予算案等について』(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段						重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁							
									関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い								
									30年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)							2年度予算要求額(千円)		分野	大項目	その他				
36	I	1	(3)	②	民間シェルター等における被害者支援のための取組の促進	女性、子どもからの人権相談体制の整備	夫やパートナーからの暴力、虐待、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、アダルトビデオ出演強要、JKビジネス、コミュニティサイト・SNSを通じたリベンジポルノ被害や児童ポルノ被害、ストーカー被害等が大きな社会問題となっており、これらの被害の拡大の防止のため、女性や子どもの人権に関する相談体制を整備する必要がある。	女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置し、人権擁護委員や法務局職員が、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題、ストーカー被害等といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じる。 また、「いじめ」や体罰、虐待など、子どもをめぐる様々な人権問題に関する相談に応じるため、全国の法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を設置するほか、全国の小中学生に「子どもの人権SO Sミレター」を配布し、さらには、SNSを利用した人権相談の試行を行うなど、子どもが相談しやすい相談体制の整備に努める。 なお、人権相談では、婦人相談所の紹介や、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報に関する削除依頼方法の助言をするなどの必要な支援を行っているほか、被害者の申告などにより人権侵害の疑いのある事案を認知した際は、人権侵害事件として調査し、警察や婦人相談所など関係機関と連携をとりつつ、事案に応じた適切な措置を講じている。	3,406,992の内数	3,406,992の内数	-	3,486,099の内数	4,013,337の内数	-	-	-	-	-	-	55、65、76	7	1	7-2 8-2 9-2	法務省			
37	I	1	(3)	②		DV被害者等自立生活援助モデル事業	DV、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害等により、婦人相談所で一時保護された後、地域で生活を始めようとする方々の中には、基本的な生活習慣は身に付いているものの、精神面での被害の影響が大きく、随時、行政機関等への同行支援や自立に向けた助言を必要とする場合があり、そのような方々に対する支援内容の確立が求められている。このため、婦人相談所の一時保護解除後のDV被害等を受けた女性が地域で自立していくために必要な支援を実施し、地域における支援体制を構築するとともに、DV被害女性等に対する支援の推進に資することを目的とする。	DV被害女性等に対して、以下の自立支援事業及び定着支援事業を実施する。 (1)自立支援事業 DVシェルター等の一時的な居場所に居住するDV被害等女性に対し、必要に応じて、生活相談(金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等)、行政機関・裁判所等の活用方法の助言及び同行支援、就職支援などDVシェルター等からの退所に向け必要な支援を行う。 (2)定着支援事業 自立支援事業により、DVシェルター等を退所した者に対し、必要に応じて、電話相談、家庭訪問、社会生活の場(地域活動の場、職場など)への同行等、職員による相談、助言など地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。 なお、令和2年度においては、モデル事業として実施してきた当該事業を本格実施することについて予算要求している。	15,870,123の内数	-	-	16,862,240の内数	21,744,345の内数	-	-	-	-	-	-	-	7	2	-	厚生労働省			
38	I	1	(3)	③		加害者更生を含むDV対策の推進	配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究事業	「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進に向けた具体的な取組として、加害者更生プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討することとされている。これを踏まえ、取組の進む諸外国における加害者更生プログラムの位置付けや実施基準等について調査・検討を行うことにより、加害者対応と運動させた包括的な被害者支援体制の整備・促進を目的とする。	-	-	-	7,693	-	-	-	-	-	131	61	7	2	-	内閣府				
39	I	1	(3)	④		婦人保護事業の見直しの検討	困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会	婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。このような経緯から、関係者からは、制定以来抜本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべきとの問題提起がなされている。こうしたことを踏まえ、今後の困難な問題を抱える女性への支援のあり方について検討する。	平成29年度調査研究事業において実施した、「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」の調査結果等を踏まえ、平成30年7月から「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、検討を進めている。これまでの検討会での議論等を踏まえ、令和元年6月に「婦人保護事業の運用面における見直し方針」をとりまとめた。婦人保護事業の運用面における見直し方針を踏まえ、令和2年度においては、SNSを活用した相談体制、一時保護解除後のフォローアップ体制や婦人相談員の専門性の向上に向けた取組等について予算要求を行っている。なお、今後、検討会では、9月頃を目途に、制度のあり方について議論の結果をとりまとめる予定であり、検討会での議論を踏まえ、必要な見直しについて検討を進めていく。	18,203,075の内数	-	-	19,128,023の内数	24,042,424の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	59	7	2	-	厚生労働省
40	I	1	(3)	⑤		市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等	DV被害者のための相談機関案内サービス	平成29年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者から暴力を受けたことがあった人のうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった」人は半数近くであった。この状況を踏まえ、被害者が相談しやすい最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)に簡便かつ迅速につながる環境整備を目的とする。	1,631の内数	766	-	1,551	1,639	-	-	-	-	128	57	7	2	-	内閣府				
41	I	1	(3)	⑤		市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等	女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業(32の再掲)	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)を設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村等へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	22,407	14,985	66.9	20,417	45,115	-	-	-	-	127、130、141	58、60、73	7	2	-	内閣府				
42	I	1	(3)	⑥		配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の在り方の検討	配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の在り方の検討	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号、以下「配偶者暴力防止法」という。)の検討条項を踏まえた検討を進めるとともに、配偶者暴力防止法の施行状況や、相談内容・被害の実態等を把握し、今後の対策の在り方について検討する。	-	-	-	-	-	-	-	-	132	62	7	1	7-2	内閣府					

※1 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁					
					関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い								
					30年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)							2年度予算要求額(千円)	分野	大項目		その他				
(4) ストーカー事案への対策の推進																							
43	I	1	(4)	①	「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	警察では、ストーカー事案等の人身安全関連事案に一元的に対処するための体制を確立し、組織による迅速・的確な対応を推進しているところであるが、平成30年中のストーカー事案の相談件数は21,556件と高水準で推移しており、「ストーカー総合対策」の趣旨及び内容を踏まえたストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図っているところである。	ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図るためのパンフレット・リーフレットを作成・配布するほか、被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費、ストーカー事案の加害者に関する精神医学的・心理学的アプローチに係る経費及びストーカー被害者等へ貸与するカメラシステムの充実・整備に係る経費の一部を都道府県に補助するなどにより、ストーカー事案等への対策の推進を目指す。	35,712	60,978の内数	—	87,549	109,784	—	—	—	地方財政計画	124	63	7	3	—	警察庁	
44	I	1	(4)	①	「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	ストーカー等被害者に対する法律相談援助	ストーカー等の事案は、被害が継続的に発生し、かつ、深刻化するおそれ強いところ、いまだ深刻化していない初期段階であれば、比較的解決しやすい傾向にあるものの、事案が深刻化してから顕在化することが多い。そこで、被害が深刻化する前の初期段階で弁護士等が介入し、生命・身体の保護を図り、事案の解決につなげるため、事前の資力審査を要しない迅速な法律相談を実施する。	ストーカー等の特定侵害行為を現にうけている疑いがあると認められる者に対し、事前の資力審査を要せずに、被害の防止に関して必要な法律相談を実施する。	14,780,368の内数	14,780,368の内数	—	14,901,531の内数	16,433,962の内数	—	—	—	—	—	64	7	3	7-1	法務省
45	I	1	(4)	①	女性の人権及び子どもの人権に関する広報啓発活動の実施	夫やパートナーからの暴力、虐待、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、アダルトビデオ出演強要、JKビジネス、コミュニティサイト・SNSを通じたリベンジポルノ被害や児童ポルノ被害、ストーカー被害等が大きな社会問題となっており、これらの問題の未然防止及び被害の拡大防止のため、女性や子どもの人権に関する広報啓発活動を実施する必要がある。	「女性の人権を守ろう」及び「子どもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項として掲げ、講演会の開催、啓発冊子の配布、啓発ビデオのYouTube法務省チャンネルでの配信等の各種啓発活動を行っている。	3,406,992の内数	3,406,992の内数	—	3,486,099の内数	4,013,337の内数	—	—	—	—	—	55	7	3	7-1 7-5	法務省	
46	I	1	(4)	②	ストーカー加害者更生に関する取組の実施	ストーカー加害者更生に関する取組の実施	関係機関が連携した取組の具体的な事例を収集するとともに、各関係機関の具体的な支援内容、各機関相互の連携事例を調査し、本年3月、連携の流れと関与できる関係機関を体系的に示す執務資料を作成した。その内容を関係省庁と共有することで、多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組を進める。	調査研究結果を踏まえ、多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組を進める。	12,709	4,253	33.5	—	—	—	—	—	—	125	66	7	3	—	警察庁
(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり																							
47	I	1	(5)	①	男女間における暴力に関する調査(1の再掲)	内閣府においては、男女間における暴力の実態について、3年毎に、全国の20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施する。	平成29年度、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を実施した。同調査において、「無理やり性交等を経験した経験等」について調査しているところ、平成29年度の調査実施に当たっては、調査対象を女性のみから性別を問わない(男性も含む)よう拡充するなど、調査対象や調査項目について所要の見直しを行った。	—	—	—	—	20,789	—	—	—	—	133	27	7	1	—	内閣府	
48	I	1	(5)	①	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査	毎年配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施しているところ、相談の具体的な内容別の相談件数、一時保護等を本人が希望した案件への対応状況や、他の関係機関との連携状況等が把握できていないことから、調査項目の見直しを行うことで、より多様な実態を把握し、適切な被害者支援に結び付けることを目的とする。	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況等に関する調査について、これまで実施した試行調査結果等を踏まえながら、調査項目の見直しを行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施	134	68	7	1	—	内閣府	
49	I	1	(5)	②	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等広報啓発事業(14の再掲)	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発を行う。 ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など	10,697の内数	5,506の内数	—	8,172の内数	11,671の内数	—	—	—	—	113,137	47,70	7	5	7-1 7-4	内閣府	
50	I	1	(5)	②	女性に対する暴力をなくす運動の実施(31の再掲)	毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしている(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)。 潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としている。	女性に対する暴力をなくす運動のポスター及びリーフレットを作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図る。 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、女性に対する暴力をなくす運動において、児童虐待防止推進月間(11月)と連携しつつ、予防啓発に加え、DVの特性や子どもへの影響を周知する等、国民の意識向上に向けた啓発活動を推進する。	10,697の内数	5,506の内数	—	8,172の内数	11,671の内数	—	—	—	135	72	7	1	—	内閣府		
51	I	1	(5)	②	人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施(19の再掲)	人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。 「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。 人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布する。	2,304	2,429	105.4	2,155	2,478	—	—	—	—	110,136	53,69	7	7	—	内閣府	
52	I	1	(5)	③	若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び相談支援促進事業(予算は、20の再掲)	「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、暴力を容認しない社会環境を整備するため、特に若年層への教育・啓発を強力に推進することとされている。また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を予防することとされている。これらを踏まえ、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修の実施により、暴力を容認しない社会環境を整備を図ることを目的とする。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施する。	3,891	5,147	132.3	12,929の内数	16,563の内数	—	—	—	—	—	—	7	5	7-1 7-4	内閣府	
53	I	1	(5)	④	関係機関・団体の連携の促進及び研修等の充実	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業(予算は、20の再掲)	近年、若年層を対象とした暴力の多様化が見られ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。こうした状況を踏まえ、若年層に対して、男女の平等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止することを目的とする。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施する。	3,891	5,147	132.3	12,929の内数	16,563の内数	—	—	—	—	139	74	7	5	7-1 7-4	内閣府

※1 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁				
								関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い					
								30年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野		大項目	その他		
54	I	1	(5)	④	女性に対する暴力被害者支援のための官民連携促進事業(32の再掲)	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	・センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 ・センターにおけるDV及び児童虐待に係る相談対応力向上に向け、センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的な方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 ・センター設置を検討している市町村等へのアドバイザー派遣や、センター未設置市町村に対し設置に向けた課題等の調査を行う。 ・児童虐待とDVとが重複して発生していた家庭における児童虐待死事案の発生を受け、児童虐待、DVそれぞれの事案に対し、児童虐待対応機関とDV対応機関とが連携して対応する必要があることから、児童虐待対応機関に対してもDVと児童虐待の特性、関連性等に関する理解を促進するための研修を実施する	22,407	14,985	66.9	20,417	45,115	-	-	-	-	127、130、141	58、60、73	7	2	-	内閣府		
55	I	1	(5)	④	関係機関・団体の連携の促進及び研修等の充実 性犯罪被害者等支援体制整備促進事業(8の再掲)	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員と性犯罪被害者等支援に携わる医療関係者、並びにワンストップ支援センター等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せず身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。また、センターにおける相談対応事例等について調査する。	11,099	9,536	85.9	8,737	17,188	-	-	-	-	105、140	34、75	7	4	-	内閣府		
56	I	1	(5)	④	女性、子どもからの人権相談体制の整備及び人権擁護事務担当者・人権擁護委員に対する研修の充実(予算については36の再掲)	夫やパートナーからの暴力、虐待、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、アダルトビデオ出演強要、JKビジネス、コミュニティサイトやSNSを通じたリベンジポルノ被害や児童ポルノ被害、ストーカー被害等が大きな社会問題となっており、これらの被害の拡大の防止のため、女性や子どもの人権に関する相談体制を整備する必要がある。 また、人権擁護事務担当者・人権擁護委員が相談者等に対する適切な対応を確実に実行できるよう教育・研修等の充実を図る必要がある。	人権擁護事務担当者に対する研修において、配偶者暴力防止法についての講義等カリキュラムに盛り込んでいる。また、人権擁護委員に対して実施する「人権擁護委員男女共同参画問題研修」に夫やパートナーからの暴力や性暴力被害者等についてのカリキュラムを組み込んでいる。	3,406,992の内数	3,406,992の内数	-	3,486,099の内数	4,013,337の内数	-	-	-	-	-	7	1	-	法務省			
57	I	1	(5)	④	事務連絡等を通じた周知	性犯罪・性暴力被害者の個人情報の管理について事務連絡で周知することで、被害者に対し適切に対応することができるようにするため。	性犯罪・性暴力被害者の個人情報の管理について、各大学等に対して事務連絡を发出。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	-	文部科学省			
2. 生涯を通じた女性の健康支援の強化 (1) 女性の健康増進に向けた取組																								
58	I	2	(1)	①	子宮頸がん・乳がん等を含むがん検診等の更なる推進	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	市区町村が実施するがん検診において、個別の受診勧奨・再勧奨を強化することにより、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見・早期治療につなげ、がんによる死亡者数の減少を図ることを目的とする。	1. 個別の受診勧奨・再勧奨 子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、郵送や電話などによる個別の受診勧奨・再勧奨を行う(注)とともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨にも取り組む。 2. 子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布 子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度受診対象者(子宮頸がん検診:20歳、乳がん検診:40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。 3. 精密検査未受診者に対する受診再勧奨 子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の精密検査未受診者に対して、郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行う。	1,550,030	1,162,347	75.0	1,550,030	1,491,654	-	-	-	-	※平成30年度決算額は、まだ確定作業中であるため、見込みの数字である。	155	1	6	1	-	厚生労働省
59	I	2	(1)	②	健康教育事業	健康教育事業	女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、生活に密着した身近な機関において健康教育を実施する。	○事業内容 ・講習会等の方法による各ライフステージに応じた健康教室を定期的に開催し、必要に応じて講演会を開催 ・女性の健康教育に資する小冊子等の配布による知識の普及啓発 ○令和2年度概算要求 学校で児童・生徒向けに性に関する教育を実施する医師や看護師等に対し、わかりやすい講習方法や、伝えるべき事項などの研修を行う「出前講座」を行う。	21,465,141の内数	16,108,456の内数	-	23,148,749の内数	26,151,414の内数	-	-	-	-	154	6、7、14	6	1	-	厚生労働省	
60	I	2	(1)	②	ライフステージに応じた健康保持の促進	女性健康支援センター事業(予算は、59の再掲)	女性は妊娠・出産を含めた各ライフステージにおいて、女性特有の身体的・精神的な悩みを抱えているため、女性が気軽に相談することのできる体制を確立することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。	女性健康支援センターは、思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導や妊娠に悩む者に対する相談、不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発、女性の健康に関する学習会の開催、特定妊婦等に対する産科受診等支援等を行う。 ○令和2年度概算要求 女性健康支援センターの予算箇所数の増。 不安を抱えた若年妊婦等へのSNSを活用した相談支援やアウトリーチ支援、次の支援に繋げるまでの緊急一時的な居場所の確保に係る費用を計上。	21,465,141の内数	16,108,456の内数	-	23,148,749の内数	26,151,414の内数	-	-	-	-	154	6、7、14	6	1	6-2	厚生労働省	
61	I	2	(1)	②	女性の健康の包括的支援総合研究	女性の健康の包括的支援総合研究	これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されてきている。また、女性の健康に関する研究においても、これまで妊娠・出産や疾病等に着眼して行われてきた。このため、女性の身体はライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る包括的な支援は十分に行われていない状態であり、女性の健康施策を総合的にサポートする医療、診療体制も十分に構築されておらず、早急な対応を図る必要がある。 そして、平成30年6月12日に閣議決定された「女性活躍加速のための重点方針2018」においても、女性の健康支援に関し、女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性を踏まえ、性差医療等に関する調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発する事が求められている。	女性の健康の包括的支援のため、以下の研究を行う。 ・女性のライフコースの多様化を踏まえた健康の包括的支援に関する情報発信基盤の構築等による周知啓発に向けた研究 ・女性特有の疾病に対する健診等による介入効果の評価研究 ・性差をみとめる運動器疾患の病態の解明とそれに基づく診断・治療・予防戦略の開発等	182,141	181,280	99.5	193,108	273,884	-	-	-	-	148	5	6	1	-	厚生労働省	

※1 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づき平成31年度予算案等について(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁		
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い						
					30年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野	大項目	その他				
62	I 2 (1) ③	企業による「健康経営」の取組の促進	健康経営銘柄	「健康経営銘柄」は「未来投資戦略」に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に対する取組の一つ。「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながるものと期待される。	「健康経営銘柄」では、経済産業省が東京証券取引所と共同で、東京証券取引所の上場会社の中から「健康経営」に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介することを通じ、企業による「健康経営」の取組を促進することを旨とする。 選定にあたっては、上場会社に対し、女性の健康を維持・増進する施策(婦人科検診に対する補助等)の実施を含め、健康経営の取り組み状況の把握と、従業員の健康に関する取組についての調査を行っている。	603,939の内数	534,460の内数	—	489,772の内数	800,000の内数	—	—	—	—	156	3	6	1	6-2	経済産業省		
(2) スポーツを通じた女性の健康増進																						
63	I 2 (2) —	女性スポーツ推進事業(女性のスポーツ参加促進事業)	女性スポーツ推進事業(女性のスポーツ参加促進事業)	第2期スポーツ基本計画において、女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進することとされている。本事業では、スポーツを通じた女性の活躍促進に向けて、女性のスポーツ実施率の向上のためのキャンペーン等の実施や、女性スポーツ指導者の育成支援、スポーツ団体における女性役員の育成支援を行う。	女性のスポーツ実施率を向上させるため、女性のスポーツ参加促進プログラムの開発・実施、女性スポーツキャンペーンの実施等を通じて、女性が生涯を通じてスポーツに参加しやすい環境を整備する。 (令和2年度予算等) 令和元年度をもって廃止。令和2年度概算要求において、Sport in Life推進プロジェクトで再構築。	28,866の内数	23,399	—	34,580の内数	450,689の内数	—	—	—	—	87	141	6	4	—	文部科学省		
64	I 2 (2) —	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	「スポーツ基本計画」(平成29年3月24日文科省策定)に掲げる目標の一つである「我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収める。」ことを実現するため、女性アスリートの国際競技力向上に向けた支援や、ジュニア層を含む女性アスリートが健康で競技スポーツを継続できる環境を整備する。	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における女性アスリートの活躍に向けた支援や、ジュニア層を含む女性アスリートが健康でハイパフォーマンススポーツを継続できる環境を整備するために、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムなどを実施する。また、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するプログラムを実施する。	230,402	228,263	99.1	210,716	210,716	—	—	—	—	86	11	6	4	—	文部科学省		
65	I 2 (2) —	女性スポーツ推進事業(女性コーチの育成事業)	女性スポーツ推進事業(女性コーチの育成事業)	第2期スポーツ基本計画において、女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進することとされている。本事業では、スポーツを通じた女性の活躍促進に向けて女性スポーツ指導者の育成支援を行う。	○女性コーチの育成事業 出産・育児等、女性特有のライフイベントにより女性コーチのキャリアが断絶してしまうことを踏まえ、女性スポーツ指導者が活躍しやすくなるよう研修プログラムを開発し普及する。	28,866の内数	23,399の内数	—	34,580の内数	—	—	—	—	87	12	6	4	—	文部科学省			
3. 困難を抱える女性への支援																						
(1) 困難に直面する女性への支援																						
66	I 3 (1) —	地域女性活躍推進交付金	地域女性活躍推進交付金	様々な課題・困難を抱える女性に寄り添いながら、関係団体と連携して就労につながる支援等を行う地方公共団体の取組を支援する。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援するとともに、様々な課題・困難を抱える女性に対する就労につながる支援等を推進する。 (交付対象)地方公共団体(補助率)10分の8(令和2年度概算要求) (交付上限)都道府県 800万円(令和2年度概算要求) 政令指定都市 500万円(令和2年度概算要求) 市区町村 250万円(令和2年度概算要求) (注)「就労につながる」とは、就職や経済的自立そのものに加え、その前段階となる社会的自立の支援(例:引きこもり女性の支援)を含むとともに、様々な困難・課題により、本意ながら非正規就労となっている女性に対して、当該困難・課題に寄り添いながら正社員を目指せるよう支援する取組を含むものとする。	—	—	—	—	300,000の内数	—	—	○	—	80,81	109,150	8	1	—	内閣府		
67	I 3 (1) —	年金生活者支援給付金	年金生活者支援給付金	年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中で、年金を含めても所得が低い方々を支援するため、社会保障と税の一体改革に伴い2012年に創設されたもの。	年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中で、年金を含めても所得が低い方々を支援するため、年間6万円を基準とし、年金に上乗せして支給する「年金生活者支援給付金制度」が、2019年10月より施行される(初回の支払いは、10月・11月分を12月に支給)。年金生活者支援給付金は、消費税率を10%に引き上げた財源を基に支給される。	—	—	—	185,888,523	185,888,523	—	—	—	—	—	—	8	2	—	厚生労働省		
68	I 3 (1) —	生活困窮者等に対する自立支援策	生活困窮者等に対する自立支援策	困難を抱える方の課題は、経済的困窮をはじめとして、就労活動困難、病気、住まいの不安定、家庭の課題、メンタルヘルス、家計管理の課題、就労定着困難、債務問題など多岐にわたり、かつこうした課題を複数抱える者が存在する。これを踏まえ、生活困窮者自立支援制度により、仕事や住まい、家計など生活全般にわたる包括的な支援を行う。	高齢女性を含む複雑な課題を抱える者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業等の実施を通じて、生活全般にわたる包括的な支援を行う。	40,456,832の内数	35,960,875の内数	—	43,815,190の内数	52,451,849の内数	—	—	—	—	—	—	8	1	—	厚生労働省		
(2) ひとり親家庭等への支援、子供の貧困対策の推進																						
69	I 3 (2) ①	「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト」の着実な実施	養育費の取決め関係パンフレットの交付	近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育てに関する孤立化や不安感・負担感が增大しているところ、平成27年8月28日、全ての子どもへの安心及び希望の実現に向け、政府全体として関係府省が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策等を講ずるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト(施策の方向性)」等が取りまとめられた。そして、上記施策の方向性を踏まえ、政府全体として更なる方策を打ち出すため、平成27年12月21日、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が取りまとめられ、ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援すること等とされ、その一環として、養育費の確保支援を行うこととされている。 また、平成23年の民法改正により、父母が離婚の際に協議で定めるべき事項として、養育費の分担が明示されたことから(民法第766条第1項)、その趣旨を周知するため、平成24年4月から離婚届書に養育費の分担の取決めの有無をチェックする欄を追加しているが、現在、離婚届書に養育費の分担について「取決めをしている」とチェックしたものの割合は、全体の60%を超えたところで頭打ちの状態にあり、養育費の取決めの重要性等について、十分な周知が図られていない状況にある。 そこで、養育費の分担の取決めを更に促進するとともに、養育費の分担について、離婚届書において「取決めをしている」にチェックする割合を更に上昇させるため、離婚する当事者に対して養育費の取決めの重要性や法制度を理解してもらうための広報活動を引き続き実施する必要がある。	養育費等の取決めについて解説したパンフレット(養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形も含む。)を作成し、市区町村の窓口において離婚届書との同時交付を実施。	4,928	5,416	109.9	5,019	5,019	—	—	—	—	—	—	143	17	8	1	—	法務省

※1 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等』(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について』(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁	
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い					
					30年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野	大項目	その他			
70	I 3 (2) ①	「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の着実な実施	ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト	近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化、不安・負担感が増大している。すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策を講じるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を平成27年12月21日にとりまとめ、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実することとした。	令和元年度予算案においては、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトに基づき、ひとり親家庭等の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭等の支援策を着実に実施する。また、地域の民間団体の活用等による相談支援の充実、母子父子寡婦福祉資金貸付金における就学支度資金の貸付限度額引き上げ・修業資金の償還期間の見直し・児童扶養手当の支払回数に見直しに係る新たな資金の創設、自立支援教育訓練給付金の対象講座の拡大及び支給上限額の引き上げ並びに高等職業訓練促進給付金の支給期間の上限の延長及び支給月額の増額等の拡充を行った。 さらに、令和元年11月支払分から児童扶養手当の支払回数を年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。	191,144,619	171,100,758	89.5	223,696,670	178,154,355	-	-	-	-	144	16	8	1	-	厚生労働省	
71	I 3 (2) ②	養育費の履行の確保に向けた法制に係る周知等	民事執行法制度の見直し	平成15年の民事執行法改正により創設された財産開示手続について、債務者財産に関する情報開示としての実効性が必ずしも十分でなく、利用件数もそれほど多いとはいえない実情にあるとして、この制度の在り方を見直す必要があるとの指摘がされていたことに加え、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」では、養育費の履行を確保するため、この制度について所要の検討をすることとされたことから、本年5月に債務者財産の開示制度の実効性を向上させるなどの民事執行法の改正が行われたところ、改正法の附帯決議において、新設された第三者からの情報取得手続等に関し、「実務の運用状況を勘案し、必要に応じて検討するよう努めること」や、改正の対象とされなかった公的機関による養育費等の履行の確保に関し、「諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、必要に応じて検討を行うよう努めること」が求められている。	本年5月の法改正による新制度を周知するため、関係機関等にパンフレットやポスターを配布する準備をしている。 また、来年度は、専門家に委託するなどして、改正法施行後の利用状況に係る調査、運用上の工夫例、更なる改善に向けたニーズ等の調査をするほか、養育費の確保についての公的機関の関わり方が異なる国々(ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ、韓国等)の制度の概要、運用実態、現状の問題点や法改正に向けた動向等の調査をする予定である。	-	-	-	2,482	4,604	-	-	-	-	145	18	8	1	-	法務省	
72	I 3 (2) ③	子供の未来応援国民運動の推進	子供の未来応援国民運動の推進	貧困の世代間連鎖の解消等を目指し、政府は「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)等に基づき、子供の貧困対策を総合的に推進している。 内閣府では、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進することとされており、平成27年10月より「子供の未来応援国民運動」の展開を推進している。	支援情報の一元的な集約・提供(各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備)、企業等による支援活動とNPO等の支援ニーズのマッチング事業、「子供の未来応援基金」によるNPO等への支援などを通じて、国民の幅広い理解と協力の下に官公民の連携・協力プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」を促進し、ひとり親家庭の自立支援を応援する。	123,727	100,274	81.0	120,719	120,963	-	-	-	-	146	19	8	1	-	内閣府	
73	I 3 (2) ③	子供の貧困対策の推進	沖縄子供の貧困緊急対策事業	子供の貧困対策支援員の配置 市町村において、子供の貧困に関する各地域の状況を把握し、支援を要する子とその世帯を関係機関につなぐ役割を担う「子供の貧困対策支援員」を配置する。 子供の居場所の運営支援 市町村及び県において、子供が安心して過ごせる居場所の運営を支援する。 若年妊産婦の居場所の運営支援 市町村において、若年妊産婦が安定した生活を営むための運営を支援する。 事業の成果の分析・評価・普及 沖縄県において、事業の成果を分析・評価し、好事例の普及を図る。	沖縄の子供達を取り巻く環境は全国の中でも特に深刻な状況にある。 沖縄の将来を担う子供達の貧困は、子供の生活と成長に様々な影響を与え、ともに貧困の連鎖により沖縄の社会全体に影響を与えることから、国が主導して緊急的に支援員の配置と子供の居場所づくりを行うこととした。	1,202,467	1,155,439	96.1	1,308,839	1,436,587	-	-	-	-	147	20	8	1	-	内閣府	
(3) 予期せぬ妊娠などにより、不安を抱えた若年妊婦等への支援																					
74	I 3 (3) -	女性健康支援センター事業(60の再掲)	女性健康支援センター	女性は妊娠・出産等を含めた各ライフステージにおいて、女性特有の身体的・精神的な悩みを抱えているため、女性が気軽に相談することのできる体制を確立することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。	女性健康支援センターは、思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導や妊娠に悩む者に対する相談、不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発、女性の健康に関する学習会の開催、特定妊婦等に対する産科受診等支援等を行う。 【令和2年度概算要求】 女性健康支援センターの予算箇所数の増。 不安を抱えた若年妊婦等へのSNSを活用した相談支援やアウトリーチ支援、次の支援に繋げるまでの緊急一時的な居場所の確保に係る費用を計上。	21,465,141の内数	16,108,456の内数	-	23,148,749の内数	26,151,414の内数	-	-	-	-	154	6、7、14	6	1	6-2	厚生労働省	
75	I 3 (3) -	若年妊婦等支援事業	若年妊婦等支援事業	予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦を身近な地域で必要な支援が受けられるようにする必要がある。	予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNSを活用した相談支援や若年妊婦等への支援に積極的なNPOによるアウトリーチや、次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等を実施する。	-	-	-	-	26,151,414の内数	-	-	-	-	-	-	6	2	-	厚生労働省	
(4) ひきこもりについての実態の周知																					
76	I 3 (4) -	ひきこもりについての実態の周知	ひきこもりについての実態の周知	平成30年度に、満40歳以上の者を対象にひきこもりに関する調査を行った。	平成30年度に実施した満40歳以上の者を対象としたひきこもりに関する調査の結果について、公的機関や民間支援機関の職員を対象とする研修などを通じて広報する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	8	1	-	内閣府

※1 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁				
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い								
					30年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野	大項目	その他						
II あらゆる分野における女性の活躍																								
1. 地方創生における女性の活躍の推進																								
(1) 女性にとって魅力的な地域づくりに向けた取組の推進																								
77	II	1	(1)	①	地域女性活躍推進交付金の効果的な活用の促進	地域女性活躍推進交付金(66の再掲)	平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」において、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に必要となる施策を策定し、実施することが責務とされている。さらに、女性の活躍推進は一億総活躍の最も重要な柱となっており、これを踏まえ、女性活躍推進法に基づき、地域の実情に応じた地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策の実施を支援することにより、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。 (交付対象)地方公共団体 (補助率)2分の1(令和2年度要求) (交付上限)都道府県 800万円(令和2年度要求) 政令指定都市 500万円(令和2年度要求) 市区町村 250万円(令和2年度要求) (交付要件)女性活躍推進法第6条における都道府県推進計画・市町村推進計画をすでに策定、又は、策定を予定していること ※定量的な成果目標を設定。 本交付金の活用により、地域の女性の起業や起業後の事業継続を支援する拠点である男女共同参画センターによる「女性起業家等支援ネットワーク」との連携により、地域の女性起業支援の拠点として、様々な女性のニーズに配慮しつつ、女性起業家に対する相談会や企業とのマッチング等の支援を行うことを促進する。	528,300	475,776	90.1	150,000	300,000の内数	-	-	-	-	80、81	109,150	2	4	4-2	内閣府	
78	II	1	(1)	②		新規就業支援事業	「子育てが一段落したので就業したい」、「会社引退後も就業を通じて社会と接点を持ちたい」といった女性・高齢者等の希望をかなえるとともに、人手不足に直面する中小企業等の人材確保等を図るため、都道府県が官民連携のプラットフォームを形成し、支援対象者の掘り起こしや中小企業等の職場環境改善支援、マッチング等を一体的かつ包括的に実施する事業の支援を目的としたもの。	現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保に資することを目的として、都道府県が実施する女性・高齢者等の新規就業支援のための取組を、地方創生推進交付金で支援するもの。 各都道府県は、官民連携のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組をハローワークや公的職業訓練など既存の制度も最大限活用しながら、民間企業のノウハウを取り入れ、一体的かつ包括的に実施するスキームを構築。	-	-	-	100,000,000の内数	120,000,000の内数	-	-	-	-	-	110	-	-	-	内閣官房、内閣府	
79	II	1	(1)	②		地方における女性活躍の推進	官民連携による女性・高齢者等の新規就業促進に向けた調査研究等事業	都道府県が実施する官民連携による女性・高齢者等の新規就業支援の取組について、各地域における官民連携による取組の促進と効果の向上を図るもの。	官民連携による女性・高齢者等新規就業支援の取組の促進に向けて、効果的な取組手法の開発・分析等を行う。	-	-	-	-	161,751の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣官房	
80	II	1	(1)	②		地方創生起業支援事業・地方創生移住支援事業(予算については78の再掲)	地方における起業、U/Iターンによる起業・就業者を創出する地方公共団体の取組を地方創生推進交付金で支援することにより、女性や高齢者等の起業・就業を促進し、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策を目的とする。	<地方創生起業支援事業> 都道府県が定める社会的事業の分野において、地域課題の解決を目的として新たに起業する若者・女性等に対して、起業に必要な経費の補助及び効果的な起業を促進するための伴走支援を行うことで、地域の諸課題の解決を通じた地方創生を実現する。 <地方創生移住支援事業> 東京23区(在住者又は通勤者)から東京圏外へ移住し、移住支援事業を実施する都道府県が選定した中小企業等に就業した方又は起業支援金の交付決定を受けた方に都道府県・市町村が共同で交付金を支給する。	-	-	-	100,000,000の内数	120,000,000の内数	-	-	-	-	-	110	4	2	-	内閣官房、内閣府	
81	II	1	(1)	③	自治会・町内会当地域に根差した組織・団体の持続可能な活動に向けた女性活躍の推進	男女共同参画センター等管理者等との情報交換会	政治分野における女性参画拡大にもつながら地域に根差した組織・団体への女性活躍の推進に関し、地域に根差した女性の参画拡大を図るため、自治会等における取組の好事例を全国へ情報発信する。	地方における男女共同参画の推進の拠点である男女共同参画センターを通じ、国の動向について積極的な情報提供を行うとともに、地域の課題を把握し、国の施策の改善に向けた参考とするため、情報交換を行う。	-	-	-	1,014	979	-	-	-	-	-	82	111	4	1	-	内閣府
(2) 地域の多様な主体による女性活躍の推進																								
82	II	1	(2)	①	地域における女性のニーズに寄り添った活動を行う取組への支援	地域女性活躍推進交付金(66の再掲)	様々な課題・困難を抱える女性に寄り添いながら、関係団体と連携して就労につながる支援等を行う地方公共団体の取組を支援する。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援するとともに、様々な課題・困難を抱える女性に対する就労につながる支援等を推進する。 (交付対象)地方公共団体 (補助率)10分の8(令和2年度要求) (交付上限)都道府県 800万円(令和2年度要求) 政令指定都市 500万円(令和2年度要求) 市区町村 250万円(令和2年度要求) (注)「就労につながる」とは、就職や経済的自立そのものに加え、その前段階となる社会的自立の支援(例:引きこもり女性の支援)を含むとともに、様々な困難・課題により、本意ながら非正規就労となっている女性に対して、当該困難・課題に寄り添いながら正社員を目指せるよう支援する取組を含むものとする。	-	-	-	-	300,000の内数	-	-	○	-	-	80、81	109、150	8	1	-	内閣府
83	II	1	(2)	②		女性が変える未来の農業推進事業	女性農業者は、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っており、女性が経営に参画している経営体ほど収益力が向上する傾向にある。農業の成長産業化に向け、女性の能力が一層発揮されるよう、地域リーダーとなり得る女性農業経営者の育成及び女性が働きやすい環境整備を推進し、女性にとって魅力的な職業として農業が選択されることを目指す。	自己の経営力向上だけでなく、地域の農業界を牽引するリーダーとなり得る女性農業経営者の育成を実践型研修を通じて支援する。 農業界で女性が能力を発揮し活躍できる環境整備を促進するため、女性の活躍推進に取り組みうとする意欲ある経営体向けのセミナーの実施、取組効果の検証等を行い、ロールモデルとなる取組を全国に展開する。	96,043	92,497	96.3	78,817	78,817	-	-	-	-	-	83	112	4	3	4-4	農林水産省
84	II	1	(2)	②	農林水産分野における女性活躍の促進	多様な担い手育成事業	林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、施策集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施策の実施とともに、これらを行う人材の確保・育成が必要である。そして林業分野において有望な人材を確保するためには、就業希望者の裾野を広げるとともに、新規就業者が定着できる環境を整える必要があることから、次代の林業を担う人材を確保・育成するとともに、女性の林業への参入・定着を促進することが必要である。	(平成30年度実績) 女性林業者への安全研修会(6箇所)や女性を対象とした林業体験等(5箇所)の実施、女性林業者のネットワーク化を図るため、全国レベルの交流会の開催(1回)を支援するとともに、女性林業者の活躍を促進するための活躍事例集を作成。 (令和2年度予算要求等) 既存事業について引き続き取り組むとともに、林産物マーケティングや森林体験型プログラムによるグリーン・ツーリズムなど地域と連携した女性林業者等の起業活動等について拡充要求を行う。	37,972の内数	37,972の内数	-	31,305の内数	55,000の内数	-	-	-	-	-	84	114	4	3	4-4	農林水産省(林野庁)

※1 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁			
								関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い			その他		
								30年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)							2年度予算要求額(千円)	分野			大項目	
85	II	1	(2)	②	農林水産分野における女性活躍の促進	漁村女性活躍推進事業(浜の活力再生・成長促進交付金のうち浜の活力再生プラン推進等支援事業に含まれる事業)	漁業や水産業を基幹産業とする地域の活性化を進めるためには、意欲ある女性を中心とした様々な活動を展開していくことが効果的であるが、漁業・水産業の分野においては、女性の視点を取り入れた活動が少ないのが現状。そのため、女性を中心とした活動や男女共同参画による活動の企画立案、地域での実践、成果の公表等のあらゆる場において支援を行い、漁村地域における女性の活躍を強力に推進していく必要がある。	漁村女性の経営能力の向上や女性を中心として取り組む加工品の開発、販売等の実践的な取組を支援するとともに、優良事例の成果報告書の開発等を支援する。 また、男女共同参画や漁村女性が行う加工・販売等の取組との連携をより一層促進させるため、浜の中核を担う若手漁業者の育成・資質の向上のための講習会の開催を支援する。	19,935	18,169	91.1	20,508	22,827	-	-	-	-	85	113	4	3	-	農林水産省(水産庁)
2. 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進																							
(1) 女性活躍推進法に基づく取組の推進																							
86	II	2	(1)	①	女性活躍推進法に基づく取組の推進	女性活躍推進法に係る取組促進経費	平成27年に成立した女性活躍推進法は、その附則において、いわゆる「施行後3年の見直し」が規定されており、198回国会において、行動計画の策定義務等の中小企業への対象拡大や、情報公表を強化する内容の改正法が成立したところである。今後は、法改正内容を踏まえた基本方針や関係府省令、策定指針等に関する見直しを進め、これらの内容の周知を図る必要がある。また、特定事業主(国・地方公共団体)に対しては、女性活躍推進法の法改正や関係法令の改正内容・改正趣旨等の周知・丁寧な説明を行うことで、より実効性の高い行動計画の策定を促進する必要がある。	「女性活躍推進法公務部門に関する施行後3年の見直しの方向性」(平成31年1月女性活躍推進法公務部門に関する検討会)を踏まえ、特定事業主がより実効性の高い行動計画を策定し、情報公表が促進されるよう、各特定事業主の担当者を集めた研修会やワークショップを開催する。	-	986	-	3,844	3,844	-	-	-	-	63	128	3	3	1-1 3-1	内閣府
87	II	2	(1)	①	改正女性活躍推進法の着実な施行(関係省令等の改正)	改正女性活躍推進法の着実な施行(関係省令等の改正)	女性活躍推進法の一部改正法が第198回国会で成立、公布されたことに伴い、関係省令等の見直しの検討を行う。	女性活躍推進法の一部改正法が第198回国会で成立、公布されたことに伴い、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において関係省令等の見直しについて検討する。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	66	130	1	4	-	厚生労働省
88	II	2	(1)	①	女性活躍推進法に基づく取組の推進	中小企業のための女性活躍推進事業	改正女性活躍推進法の成立により、一般事業主行動計画策定等の義務対象が常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されることとなったことに伴い、改正法の円滑な施行に向け、中小企業に対する取組強化が必要となるため、説明会の開催、個別企業訪問やメール相談等による支援等を集中的に実施する。	全国の中小企業に対して、一般事業主行動計画策定等のための説明会の開催や、電話・メール相談、女性活躍推進アドバイザーによる個別企業訪問等のきめ細やかな支援、行動計画策定支援ツールの改善等を通じて、中小企業の女性活躍推進の取組の加速化を図る。 (令和2年度概算要求案) 女性活躍推進アドバイザーを47人から70人へ増員。中小企業の労務管理に携わる機会のある専門家を対象に、中小企業に女性活躍推進の取組支援を行うことができる人材を養成するための研修を実施する。	265,357	146,774	55.3	263,289	295,352	○	-	-	-	-	126	2	4	3-3	厚生労働省
89	II	2	(1)	②	女性活躍情報の「見える化」の深化	女性活躍推進法サイト管理・運営、活用促進経費	女性活躍推進法は、事業主に対し、職場の女性活躍を推進するための「事業主行動計画」の策定と、女性の活躍状況の情報を公表(見える化)することを求めている。これは、事業主行動計画の取組が実効性をもって実施され、見える化された情報が資本市場や労働市場で活用されることを通じて、事業主の更なる自発的な取組を促すためである。 内閣府では、男女共同参画局のホームページ内に、「女性活躍推進法『見える化』サイト」を開設し、国・地方公共団体(特定事業主)の事業主行動計画の実施状況、推進計画の策定状況、各特定事業主が公表する女性採用率等の情報を調査し、各特定事業主の状況を比較できる形で広く情報提供を行っている。また、当サイトを多くの国民の方々に活用してもらうために効果的な広報活動を実施する必要がある。	「女性活躍推進法『見える化』サイト」において各特定事業主が、「職業生活に関する機会の提供」と「職業生活と家庭生活との両立」について各項目からどの程度公表を実施しているかや、行動計画に設定した目標の進捗状況を毎年掲載できるようにホームページの改修を行う。また、当サイトが多くの国民の方々に活用されるよう、各種就職説明会等において学生及び求職者等に広報を行うなどの取組を実施し、その利用促進を図る。	9,195	2,808	30.5	4,860	4,860	-	-	-	-	63	128	3	3	1-1 3-1	内閣府
90	II	2	(1)	②	改正女性活躍推進法の着実な施行(関係省令等の改正)(87の再掲)	改正女性活躍推進法の着実な施行(関係省令等の改正)(87の再掲)	女性活躍推進法の一部改正法が第198回国会で成立、公布されたことに伴い、関係省令等の見直しの検討を行う。	女性活躍推進法の一部改正法が第198回国会で成立、公布されたことに伴い、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において関係省令等の見直しについて検討する。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	66	130	-	-	-	厚生労働省
91	II	2	(1)	②	女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業	女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業	企業における女性の活躍推進の取組や両立支援制度を利用しやすい環境整備の加速化を進めるためには、女性が活躍できる企業かどうかの情報を一覧化するとともに、企業の取組を公表し、女性の活躍推進や両立支援に積極的な企業ほど労働市場で選ばれるという社会環境をつくるのが効果的かつ効果的であることから、企業が公表している女性の活躍状況に関する項目及び情報を「女性の活躍推進企業データベース」に一元的に集約し提供することにより、女性の活躍を推進する。	PC版及びスマートフォン版「女性の活躍推進企業データベース」において、より多くの求職者等が知りたい情報を効率的に閲覧できるように、表示方法の改善等必要な改修を行い利便性の向上を図るとともに、より多くの企業情報の掲載と内容の充実が進むよう働きかけを行う。	145,465	144,720	99.5	172,090	169,011	○	-	-	-	64	127	2	4	1-4 3-1 3-3	厚生労働省
(2) 多様で柔軟な働き方の推進																							
92	II	2	(2)	①	働き方改革関連法の円滑な施行に向けた取組の推進	長時間労働の是正	女性を含めたすべての労働者が、子育て、介護、自己啓発、地域社会への貢献など生活と仕事との調和を図りつつ、その意欲や能力を十分発揮できるようにし、更なる労働参加と生産性の向上を図る。	① 時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正 第196回通常国会で成立し、平成30年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号、以下「働き方改革関連法」という。)に盛り込まれた、時間外労働の上限規制、中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の廃止、高度プロフェッショナル制度の創設等について、事業主等に対する法内容の周知や届出の受理等を行うための体制整備を図る。 また、時間外労働の上限規制については、特別条項を設ける場合でも上限時間水準までの協定を安易に締結するのではなく、月45時間、年360時間の限度時間に近づける努力が求められることも含め、事業主等へ法内容の周知を行うとともに、上限規制の遵守を徹底するため、労働基準監督官の定員確保など労働基準監督機関の体制整備に努める。 さらに、上限規制の適用が猶予される自動車の運転業務、建設事業及び医師については、関係する協議会等において労働時間の短縮策等について検討する。 ② 生産性を上げながら働く時間の縮減等に取り組む事業者等の支援 中小企業・小規模事業者が、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。 中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、事業主からの求めに応じて専門家を派遣するアウトリーチ型支援や出張相談、セミナー等に加え、新たに専門家自ら直接企業を訪問し、課題に対応するプッシュ型支援を実施する。 ③ 勤務間インターバル制度の導入促進 勤務間インターバル制度について、業種別導入マニュアルを作成するほか、中小企業が活用できる助成金制度を一層推進するとともに制度導入に係る好事例の周知等を通じて、普及促進を図る。	6,139,199	2,913,364	47.5	15,311,625	17,742,608	-	-	-	-	1	77, 79	1	1	3-1	厚生労働省

※1 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等』(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について』(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁		
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い		その他				
					30年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野	大項目					
93	II 2 (2) ②	柔軟な働き方がしやすい環境の整備	雇用類似の働き方に関する検討	近年、個人の働き方が多様化し、雇用関係によらない働き方も注目されている。「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)においても、「非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方全般(請負、自営等)について2017年度以降、それぞれの働き方について順次実態を把握し、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、有識者会議で法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する。」とされており、また、労働政策審議会労働政策基本部会報告書(平成30年9月5日労働政策審議会了承)においても、「雇用類似の働き方に関する保護等の在り方については、このような様々な課題について、法律、経済学等の専門家による検討に速やかに着手することが必要である。」とされたことから、引き続き検討を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80	-	-	-	厚生労働省	
94	II 2 (2) ②	柔軟な働き方がしやすい環境の整備	副業・兼業の普及促進	副業・兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーション、起業の手段や第2の人生の準備として有効であり、柔軟な働き方がしやすい環境を整備し、副業・兼業を普及促進するとは働く女性の就労の選択肢の拡充につながり、女性活躍に資する。 ※平成29年3月28日に閣議決定された「働き方改革実行計画」では、「労働者の健康確保に留意しつつ、原則副業・兼業を認める方向で、副業・兼業の普及促進を図る」旨が盛り込まれている。	108,833	76,557	70.3	84,657	84,680	-	-	-	-	-	-	-	82	3	1	-	厚生労働省	
(3) 非正規雇用労働者の待遇改善																						
95	II 2 (3) -	-	国家公務員の非常勤職員の処遇改善	国の非常勤職員の給与については、常勤職員の給与とのバランスを考慮して給与を支給する旨を定めた給与法や人事院の指針に基づき、各府省において支給されている。 その実態について、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に対する参議院内閣委員会附帯決議において、「臨時・非常勤職員について・・・その実態を把握することとされたこと等を踏まえ、平成28年に調査を行った。 本調査の結果や、民間における同一労働同一賃金に向けた取組も踏まえ、国の非常勤職員の処遇改善を進めていくものである。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	24	3	4	-	内閣官房
96	II 2 (3) -	-	会計年度任用職員制度の円滑な導入に向けた支援事業	地方公共団体において多様化する行政ニーズに対応するためには、任期の定めがあり、パートタイムや隔日勤務といった多様な働き方を可能とする臨時・非常勤職員の活用が不可欠となっている。 一方、地方公共団体によっては、一般職の非常勤職員の採用方法等が法的に明確でないといった理由などから、制度の趣旨に沿わない任用が行われ、守秘義務など公共の利益の保持に必要な諸制約が課されないなどの問題があったほか、常勤職員に近い勤務形態の臨時・非常勤職員に対する処遇上の課題もあった。 このため、これらの課題に対応し、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保を図る必要がある。 (参考) 臨時・非常勤職員数(平成28年4月1日現在)約64万人(うち女性の割合約75%)	23,216	672	2.9	12,826	-	○	-	-	-	-	-	-	13	25	2	3	-	総務省
97	II 2 (3) -	-	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業	「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、「同一労働同一賃金の法改正の施行に当たっては、説明会の開催や情報提供・相談窓口の整備等を図り、中小企業等の実情も踏まえ労使双方に丁寧に対応することを求める。」とされている。	1,546,447	999,821	64.7	7,625,743	9,096,924	-	-	-	-	-	-	-	-	23	3	4	-	厚生労働省
(4) ワーク・ライフ・バランスの推進																						
98	II 2 (4) ①	各種調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進	公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条において、国は、国及び公庫等の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づく認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定。同法第20条第2項において、地方公共団体は、国の施策に準じて必要な施策を実施するように努めるものとされている。また、同法第20条に基づき、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針」を策定した。これらに基づき、国や独法等の調達においては、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式及び企画競争方式)を行う時は、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性活躍推進法等に基づく認定取得企業等)を加算評価することとしており、この取組を地方公共団体、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連、民間企業等へ広めることにより、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの推進を加速していくことを目的とする。	1,233	47	3.8	1,183	1,184	○	-	-	-	-	-	-	37	83	3	3	1-4 2-4 5-1 6-3 10-5	内閣府
99	II 2 (4) ②	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた調査、セミナー等の実施	仕事と生活の調和推進のための調査研究～家事・育児・介護等による生活の変化が働き方等へ与える影響についての意識調査～	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「行動指針」において、国の取組として、「労使による自主的な取組を支援していくことが重要であり、国民の理解を促進し、先進企業の好事例や取組のノウハウ等の情報を提供していくこと」とされている。 また、平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「育児休業等取得しても中長期的に処遇の差を取り戻すこと、職務上の経験を積むことが可能となるような人事配置、教育訓練、昇進基準及び人事評価制度見直しの奨励、職場マネジメントの調査研究及び好事例の提供を行う」とされている。 こうした必要性を踏まえ、内閣府では、様々な主体における、仕事と生活の調和の取組状況等について、専門的かつ多角的な観点から分析を行い、調査研究を実施する。	11,506	10,782	93.7	6,420	10,519	-	-	-	-	-	-	-	42	85	3	1	-	内閣府

※1 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等』(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について』(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁			
								関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い				
								30年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野		大項目	その他	
100	II	2	(4)	②	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた調査、セミナー等の実施	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「行動指針」において、国の取組として、「労使による自主的な取組を支援していくことが重要であり、国民の理解を促進し、先進企業の好事例等の情報の収集・提供・助言、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業への支援を推進すること」とされている。また、平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた経営者のコミットメントを促し、経営者のリーダーシップによる取組を促進すること」とされている。こうした必要性を踏まえ、内閣府では、企業経営者・管理職等に対して、ワーク・ライフ・バランスを経営戦略に位置付けて取り組むことについて理解と行動を促進するためのセミナーを開催する。	ワーク・ライフ・バランスに関する企業等の取組事例について、仕事と生活の調和レポートに掲載するほか、仕事と生活の調和に取り組むメリットや具体的方法(好事例)等の普及啓発を図るため、経済団体等と連携し、経営者や管理職を対象としたトップセミナー等を開催する。	4,161	1,864	44.8	4,021	4,093	-	-	-	-	43	86	3	1	-	内閣府	
101	II	2	(4)	③	公務員におけるワーク・ライフ・バランスの推進	ワークライフバランスの推進及び働き方改革は、育児・介護等時間制約のある職員のみならず、全ての職員が健康で生き生きと働き、成長し、その能力を最大限発揮することにより、政策の質や行政サービスの向上させるために不可欠である。このため、ワークライフバランス推進強化月間を通じて、各府省等は、創意工夫の上、働き方改革に具体的に取り組むことで、超過勤務を縮減し、職員・職場の意識変化を進める。また、業務の効率化や職場環境の改善に向けた創意工夫を活かした取組を行った国家公務員の職場のうち、特に優秀なものを表彰することで、国家公務員の働き方改革によるワークライフバランスの推進を図る。	ワークライフバランス推進強化月間に係るポスターを作成し、各府省等に配布する。 各府省等から推薦があった職場を対象として、有識者からなる選考委員会が評価して表彰候補を選定、国家公務員制度担当大臣及び内閣人事局長により表彰を行う。 新たな技術等を用いた業務効率化を積極的に推進し、国家公務員の働き方改革を更に加速させる。	68,606の内数	87,680の内数	-	71,296の内数	125,229の内数	-	-	-	-	44	88	2	3	-	内閣官房	
102	II	2	(4)	③	国家公務員のフレックスタイム制の活用促進	フレックスタイム制を活用し、職員が自らの事情に応じて柔軟で効率的な働き方をする事によって、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	フレックスタイム制については、平成28年4月に原則として全ての職員に対象が拡充されたところである。育児や介護を行う職員を始めとして、職員がフレックスタイム制を活用し、自らの事情に応じて柔軟で効率的な働き方をする事は、ワーク・ライフ・バランスの推進にも資するものであり、引き続き制度の周知を図り、一層の活用を促進していくことが必要であるため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、引き続き取組を進める。	-	-	-	-	-	-	-	-	機会を捉えて制度の周知を行う。	45	87	2	3	-	人事院	
103	II	2	(4)	③	公務員におけるワーク・ライフ・バランスの推進	ワークライフバランス推進への取組	女性職員の活躍を推進するにあたって、男女全ての職員を対象とした「働き方改革」によるワークライフバランス推進への取組みが不可欠である。	管理職員に対する外部講師による講演を実施する。(今年度については予算がないため来年度以降実施予定)	-	-	-	-	1,025	-	-	-	-	-	89	2	3	11-1	国土交通省(海上保安庁)
104	II	2	(4)	③	地方公務員の働き方改革・女性活躍の推進に向けた戦略的広報・情報発信	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における職員のワークライフバランス推進に向け、働き方改革に関する先進的な取組事例の紹介を行う。 また、女性活躍・働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に取り組む地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、各地方公共団体の参考に資する具体的な・実践的な取組手法を取りまとめる。	12,949の内数	10,615の内数	-	16,140の内数	15,752の内数	-	-	-	-	46	90	2	3	-	総務省	
(5)テレワークの推進																							
105	II	2	(5)	①	テレワーク普及展開推進事業	ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」の全国的な普及展開を更に推進することで、働き方改革を加速し、住みたい地域で豊かに暮らし、多様な働き方ができる社会を実現する。	テレワークの普及推進のため、以下の事業を実施。 ・地域や中小企業におけるテレワーク導入促進に向けて関係団体等と連携し「テレワークサポートデスク(仮称)」による普及展開 ・「テレワーク・デイズ」の実施による全国的な働き方改革の推進や2020東京大会の交通混雑緩和に向けた集中的テレワーク実施の呼び掛け ・専門家派遣、先進事例収集・表彰等を通じた普及啓発活動 ・先駆的なテレワーク・サテライトオフィスのモデル構築のための調査研究等	-	-	-	178,956の内数	400,000の内数	-	-	-	-	17、21	91、102	3	1	-	総務省	
106	II	2	(5)	①	地域IoT実装・共同利用総合支援施策	Society5.0の実現に向け、地域におけるIoT等の実装を推進するとともに、地方公共団体におけるAI導入を推進するため、AI・IoT等の革新的技術(地域IoT)の実装計画の策定支援、人的支援、初期投資等に対する補助等、地方公共団体等に対して総合的に支援を行う。	「地域IoT実装推進ロードマップ」における分野別モデルの実装に向けた取組の一つとして、テレワーク環境のためのサテライトオフィス整備への補助を実施。	459,977	372,401	81.0	353,432の内数	974,942の内数	-	-	-	-	17、21	91、102	3	1	-	総務省	
107	II	2	(5)	①	テレワーク導入に向けた支援	女性や高齢者の活躍による労働力の拡大、大都市への一極集中の是正による地方での雇用拡大等のため、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの推進が求められている。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、国内外からたくさんの観光客等が集まり、首都圏の公共交通機関における混雑が予想されることから、会期中のテレワーク活用が有効として、オリパラを契機にテレワーク普及をさらに後押しすることを目的とする。	総務省・厚生労働省・国土交通省・経済産業省(4府省)で連携し、普及・啓発活動を行う。 ・テレワーク推進フォーラムの開催 ・テレワーク関係府省連絡会議の実施 等 上記4府及び内閣官房・内閣府が主催し、毎年7月24日をテレワーク・デイと定め、普及・啓発を行う。(テレワーク・デイは平成30年はテレワーク・デイズとし期間を1日→1週間へ、令和元年は約1ヶ月間へと拡大した)	-	-	-	-	-	-	-	-	15	102	3	1	-	経済産業省		
108	II	2	(5)	①	地方公務員の働き方改革・女性活躍の推進に向けた戦略的広報・情報発信(104の再掲)	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における働き方改革に関する先進的な取組事例の一つとして、テレワークの多様な意義や活用事例の紹介を行う。 また、働き方改革に取り組む地方公共団体の職員が、テレワークの推進に当たっての課題や取組状況について、官民の有識者も交えて意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、テレワークの推進方策に関する調査研究を行い、各地方公共団体の参考に資する具体的な・実践的な取組手法を取りまとめる。	12,949の内数	10,615の内数	-	16,140の内数	15,752の内数	-	-	-	-	24	99	2	3	-	総務省	
109	II	2	(5)	①	国家戦略特区のテレワークに関する援助	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点から推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるとともに、働く方が育児や介護等を理由とした離職をすることを防ぐことや、高齢の方や障害を持った方に就労機会を提供することが可能となるなど、雇用の安定・継続に資するものである。平成29年6月16日に成立した改正国家戦略特別区域法においても、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の活用のための事業主等に対する援助」について規定されたことを踏まえ、国と地方自治体がそれぞれの強みを活かして、事業主に加えて、広く労働者を対象に、テレワークに係る相談対応や助言等の援助を行う。	地方自治体と連携し、相談窓口の設置や労務管理等に関する訪問コンサルティングなどを行い、企業への導入支援や、働く方への情報提供等を実施する。	56,811	16,938	29.8	58,930	57,943	-	-	-	-	23	95	3	1	-	厚生労働省	

※1 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁	
									関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い			
									30年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)							2年度予算要求額(千円)	分野		大項目
110	II	2	(5)	①	テレワークの普及促進に向けた気運の醸成	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点から推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 テレワークをこれから導入しようとする企業等に対しては、そのメリットや好事例を様々な形で発信していくことが有益であるとともに、普及に当たってはテレワークが長時間労働を招かないよう、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。	・労務管理上の留意点・情報機器作業における留意点等について周知するためのセミナーを開催する。 ・テレワークを導入する先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通じて広く周知する。 ・企業トップが、テレワークによる働き方の実現を宣言し、テレワークを導入する取組を実施。取組内容を周知し、導入促進の波及効果をもたらす。 ・適正な労務管理下における良質なテレワークを普及させるために策定したテレワークのガイドラインを広く周知する。 ・労働者向けのイベントを開催し、働く方に直接テレワークのメリットを訴える。	54,716	38,712	70.8	68,401	110,139	-	-	-	-	18	92	3	1	-	厚生労働省
111	II	2	(5)	①	テレワーク導入に向けた支援	ニッポン一億総活躍社会の実現、少子化対策に向け、都市行政の分野においても、まちづくりと連携した柔軟な働き方や女性の活躍促進など働き方改革の推進、子育てしやすいまちづくりを推進する必要がある。	すべての人が活躍できる社会の実現を目指すとともに、都市部への人や機能の集中解消と地域の活性化の観点からも、ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの推進が求められている。 このため、就労者を対象としたテレワークのアンケートを実施し、テレワーカーの実態を把握・公表することを通じて、多様なテレワークの普及促進を図る。	20,000	19,991	99.95	20,371	20,371	-	-	-	-	22	98	3	1	-	国土交通省
112	II	2	(5)	①	国家公務員に対するテレワーク、リモートワークの推進	「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組方針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)や、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)により、多様で柔軟な働き方が実現できる社会をめざし、国家公務員のテレワーク導入に向けた具体的な取組を推進する。	令和2年度までに、必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行うとともに、リモートワーク機能の全府省での導入を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	20、21	100、101	2	3	-	内閣官房	
113	II	2	(5)	②	国家公務員に対するテレワーク、リモートワークの推進(112の再掲)	「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組方針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)や、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)により、多様で柔軟な働き方が実現できる社会をめざし、国家公務員のテレワーク導入に向けた具体的な取組を推進する。	令和2年度までに、必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行うとともに、リモートワーク機能の全府省での導入を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	20、21	100、101	2	3	-	内閣官房	
114	II	2	(5)	②	テレワークの普及促進に向けた国民運動の展開	テレワーク普及展開推進事業(105の再掲)	ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」の全国的な普及・展開を更に推進することで、働き方改革を加速し、住みたい地域で豊かに暮らし、多様な働き方ができる社会を実現する。	テレワークの普及促進のため、以下の事業を実施。 ・地域や中小企業におけるテレワーク導入促進に向けて関係団体等と連携し「テレワークサポートデスク(仮称)」による普及展開 ・「テレワーク・デイズ」の実施による全国的な働き方改革の推進や2020東京大会の交通混雑緩和に向けた集中的テレワーク実施の呼び掛け ・専門家派遣、先進事例収集・表彰等を通じた普及啓発活動 ・先駆的なテレワーク・サテライトオフィスのモデル構築のための調査研究等	-	-	-	178,956の内数	400,000の内数	-	-	-	17、21	91、102	3	1	-	総務省
115	II	2	(5)	②	地域IoT実装・共同利用総合支援施策(106の再掲)	Society5.0の実現に向け、地域におけるIoT等の実装を推進するとともに、地方公共団体におけるAI導入を推進するため、AI・IoT等の革新的技術(地域IoT)の実装計画の策定支援、人的支援、初期投資等に対する補助等、地方公共団体等に対して総合的に支援を行う。	「地域IoT実装推進ロードマップ」における分野別モデルの実装に向けた取組の一つとして、テレワーク環境のためのサテライトオフィス整備への補助を実施。	459,977	372,401	81.0	353,432の内数	974,942の内数	-	-	-	17、21	91、102	3	1	-	総務省	
116	II	2	(5)	②	テレワーク(107の再掲)	女性や高齢者の活躍による労働力の拡大、大都市への一極集中の是正による地方での雇用拡大等のため、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの推進が求められている。 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、国内外からたくさんの観光客等が集まり、首都圏の公共交通機関における混雑が予想されることから、会期中のテレワーク活用が有効として、オリパラを契機にテレワーク普及をさらに後押しすることを目的とする。	総務省・厚生労働省・国土交通省・経済産業省(4府庁)で連携し、普及・啓発活動を行う。 ・テレワーク推進フォーラムの開催 ・テレワーク関係府省連絡会議の実施等 上記4府及び内閣官房・内閣府が主催し、毎年7月24日をテレワーク・デイと定め、普及・啓発を行う。(テレワーク・デイは平成30年はテレワーク・デイズとし期間を1日→1週間へ、令和元年は約1ヶ月間へと拡大した。)	-	-	-	-	-	-	-	-	15	102	3	1	-	経済産業省	
(6) 中高年女性を始めとする女性の学び直しや就業ニーズの実現																						
117	II	2	(6)	①	女性活躍推進のための「学び直し」	教育訓練給付の周知	労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給する仕組みである教育訓練給付に関するこれまでの制度改正等について周知・広報することにより、利用の促進を図ることを目的とする。	・マイナポータル(お知らせ表示機能)を活用し、支給要件を満たした方や育児をしている方等で教育訓練を受給できなかった方に対して、ハローワークシステムから「教育訓練給付の受給が可能である」旨をお知らせすることで、教育訓練給付制度を積極的に周知する(システム改修を行い、2022年以降実施)。 ・教育訓練給付対象講座を検索できる「教育訓練給付制度[検索システム]」において、講座ごとに女性の人数を掲載。併せて、女性の割合が高い講座を検索できるようなシステム改修を実施する。 ・令和元年10月から制度が開始される特定一般教育訓練給付の周知広報を実施する。	15,971,592の内数	16,906,438の内数	-	25,596,287の内数	43,067,297の内数	-	-	-	32	104	10	3	-	厚生労働省
118	II	2	(6)	①	履修証明制度の見直し	履修証明制度の見直し	人生100年時代を見据え、リカレント教育の重要性が増していることを踏まえ、これまでの履修証明制度を見直し、社会人の多様な学修形態に対応できるようにする。	履修証明制度の最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」へと所要の規定を改正(平成31年1月31日改正、平成31年4月1日施行)。 また、履修証明制度における学修に対する単位授与を可能とし、大学等での単位の積み上げや単位累積加算制度に活用できるよう、所要の規定を改正(令和元年8月13日改正・施行)。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	3	5	-	文部科学省

※1 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づき平成31年度予算案等について(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁			
									関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い		その他		
									30年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野			大項目	
119	II	2	(6)	①		大学・専修学校等における実践的・専門的な社会人向け短期プログラムの充実(職業実践力育成プログラム(BP)、キャリア形成促進プログラム)	女性とキャリアに関する調査(日本女子大学現代女性キャリア研究所・平成25年実施)によると、女性が再就職において必要だと思う支援に対する回答のうち「キャリアの中断を補うための教育・訓練」が41%を占めているなど、女性の転職・復職に資するプログラムの充実が女性活躍加速のための喫緊の課題。 (令和2年度以降)引き続き認定対象数の拡大を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	制度の対象拡大	33	105	10	3	-	文部科学省		
120	II	2	(6)	①		教育訓練プログラム開発事業	人生100年時代においては、これまでの単線型の人生を全員が一斉に送るのではなく、個人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身に付けることが重要。また、技術革新が進む中で、生涯を通じた学び直しを行うことが必要。しかし、現状では、労働者の様々なニーズに対応した教育訓練プログラムが十分に供給されているとは言えず、教育訓練プログラムの開発を促進するため、国として一層支援していくことが求められている。	-	-	-	966,035	492,868	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省	
121	II	2	(6)	①		セルフ・キャリアドック普及拡大加速化事業	第4次産業革命の進展により人材への投資によって労働者1人ひとりの能力・スキルを産業構造の変化に合わせて、生産性を向上させていくことが一層重要となる中で、労働者の適職の選択と主体的な職業能力開発を支援するキャリアコンサルティングに対する期待は益々高まっている。 「未来投資戦略2018」(平成30年6月閣議決定)においても、「年齢、就業年数、役職等の節目において企業内外でのキャリアコンサルティングを受けられる仕組みの普及」が盛り込まれており、労働者が自らのキャリアについて主体的に考える環境を整備していくことが求められている。	セルフ・キャリアドック(労働者のキャリア形成を支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み)を企業へ普及するため、企業に対して、訪問等による勧奨や相談、研修等の実施を通じて導入及び定着の支援を行う。また、安易な早期離職を志向する若年層やキャリアチェンジを含めたプランニングが必要なシニア層など企業内での対応が難しい在職中の労働者を対象に、専門的なキャリアコンサルティングにより職場定着やキャリア支援の充実を図る。	94,480	55,179	58.4	157,473	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省
122	II	2	(6)	①		保育対策総合支援事業費補助金(保育体制強化事業)	保育所入所待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(以下「保育支援者」という。)を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。	清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳等といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。 また、令和2年度概算要求においては、保育支援者の業務に「園外活動時の見守り等」を加え、保育所外等での活動において、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。	60,188,349の内数	32,731,880の内数	-	39,382,343の内数	47,659,522の内数	-	-	-	-	160	177	9	1	3-5	厚生労働省	
123	II	2	(6)	①		入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業	介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の習得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を広げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。	介護未経験者の介護分野への参入のきっかけをつくることと、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修(介護に関する入門的研修)を実施し、事前の周知から研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。	5,987,451の内数	7,447,655の内数	-	8,241,618の内数	8,241,618の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省	
124	II	2	(6)	①		女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業	近年、女性の就労率は上昇傾向にあるものの、過半数は非正規雇用となっており、女性活躍を推進する観点からも、指導的地位にある女性割合を高めることは喫緊の課題であるが、管理職になるために必要な知識や勤続年数、職務内容等の経験等を有する女性が少ない職場も多く、人材育成が急務な状況となっている。また、非正規雇用のまま壮年期を迎えた女性やひとり親世帯の母親等、貧困等に直面する女性も多い。一方で、子育てが一段落した中高年女性の社会参画への期待も高まっている。多様な年代の女性の社会参画を推進するため、こうした多様な状況や年代の女性に対する「学び直し」を通じたキャリア形成支援に取り組む必要がある。	多様な年代の女性の社会参画を推進するため、関係機関との連携の下、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や、普及啓発を行う。	-	-	-	-	67,000	-	-	-	-	-	10	3	-	文部科学省		
125	II	2	(6)	①		男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業	「ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)」においても、女性活躍の推進のため、復職やキャリアアップを目指す女性等に対する大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を推進することとされている。 また、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)においては、大学等の女性のリカレント講座の全国展開を図るため、カリキュラムや就職支援の枠組みについて産業界や地方公共団体等と連携してモデル開発を行い、その普及を図るとともに、講座開拓や職業実践力育成プログラム講座の拡大を進めることとされている。	女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や、大学等、地方公共団体、男女共同参画センター等の関係機関が連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりに関するモデル構築や普及啓発のための研究協議会の開催等を実施する。	36,570	31,438	86.0	32,121	0	-	-	-	-	34	103	10	3	-	文部科学省	
126	II	2	(6)	②	就業ニーズの実現	地域女性活躍推進交付金(66の再掲)	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。 (交付対象)地方公共団体(補助率)2分の1(令和2年度要求) (交付上限)都道府県 800万円(令和2年度要求) 政令指定都市 500万円(令和2年度要求) 市区町村 250万円(令和2年度要求) (交付要件)女性活躍推進法第6条における都道府県推進計画・市町村推進計画をすでに策定、又は、策定を予定していること ※定量的な成果目標を設定。 本交付金の活用により、地域の女性の起業や起業後の事業継続を支援する拠点である男女共同参画センターによる「女性起業家等支援ネットワーク」との連携により、地域の女性起業支援の拠点として、様々な女性のニーズに配慮しつつ、女性起業家に対する相談会や企業とのマッチング等の支援を行うことを促進する。	528,300の内数	475,776の内数	-	150,000の内数	300,000の内数	-	-	-	-	80、81	109、150	2	4	3-1 3-5 4-2	内閣府		

※1 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づき平成31年度予算案等について(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段									重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁	
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い				
					30年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野	大項目	その他		
127	II 2 (6) ②	就業ニーズの実現	両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)	「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)に基づき、妊娠・出産を機に半数近くの女性が離職(※)し、子育てを終えて再就職する場合も非正規雇用となることが多い状況の中で、ブランクを経て過去の職務経験や能力が適切に評価された上で、元の会社にきちんと復職できる制度の普及を図ることが今後特に重要になるため、創設。 助成金の支給により、事業主の取組を促進し、働くことを希望する女性が活躍できる職場環境整備を進める。 ※第1子出産前後の女性の継続就業率 53.1%(2015年)	妊娠、出産、育児、介護や配偶者の転勤等を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、従来の勤務経験が適切に評価・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を再雇用した事業主に対して支給する。	15,325,950	4,000	0.03	15,257,350	400,000	-	-	-	-	26	-	3	5	-	厚生労働省
128	II 2 (6) ②	ハローワークにおける職業相談・職業紹介	ハローワークにおいては、職業安定法に基づき、無料の職業紹介事業を実施している。	ハローワークにおいて、求職者の適性・能力や資格、希望、求人事業主の人材ニーズを踏まえ、きめ細かな職業相談や全国ネットワークを活用した職業紹介を実施し、就職・求人充足を実現する。	67,211,632の内数	-	-	79,697,599の内数	82,470,183の内数	-	-	-	-	35	-	3	5	-	厚生労働省	
129	II 2 (6) ②	就業ニーズの実現	生涯現役支援窓口事業	少子高齢化が急速に進展し労働力人口の減少が見込まれる中、高齢者の就労促進を図り、高齢者が健康で意欲と能力のある限り、年齢に関係なく働くことができる生涯現役社会の実現を図ることを目的とする。	全国の主要なハローワークに生涯現役支援窓口を設置し、高齢求職者に対して職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる就労支援を総合的に実施する。 働き方改革実行計画で、「2020年までに300箇所とする。」とされていることを踏まえ、令和2年度には、240箇所から300箇所に拡充する予定。	1,499	1,396	93.2	1,932	2,828	-	-	-	-	108	8	2	-	厚生労働省	
130	II 2 (6) ②	「中途採用・経験者採用協議会」において得られた企業の好事例の周知	女性、高齢者なども含めた様々な立場の方が、個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるよう、中途採用・経験者採用協議会において得られた企業の好事例の共有を図ることとしている。なお、成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)においても、「中途採用・経験者採用に積極的に取り組む上場企業を中心としたリーディング企業やベンチャー、中小企業等を集めた中途採用・経験者採用協議会で提起された好事例について、その横展開を図ること等により、雇用慣行の変革に向けた運動を展開する。」とされている。	中途採用・経験者採用協議会で得られた取組のうち、好事例を選定し、周知する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	5	3-1	厚生労働省	
3. 男性の暮らし方・意識の変革																				
(1) 「男の産休」や男性の育児休業等の取得の促進																				
131	II 3 (1) ①	両立支援等助成金(出生時両立支援コース)	女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性の育児・家事への参画を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状の是正を図ることが重要である。 男性の育児参画や育児休業取得の促進については、成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(令和元年6月21日閣議決定)等において、男性の育児休業取得率に係る政府目標が2020年までに13%と具体的に掲げられているところであるが、平成30年度の取得率は6.16%にとどまっている。 このため、助成金の支給により、事業主の取組を促進し、男性が育児休業等を取組しやすい職場環境整備を進める。	男性労働者が育児休業や育児目的の休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、その取組によって男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業や育児目的の休暇を取得させた事業主に対して支給する。	3,643,200	2,611,720	71.7	3,593,700	6,536,688	-	-	-	-	26	115	1	2	1-3 3-1	厚生労働省	
132	II 3 (1) ①	次世代育成支援対策	次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度では、事業主は、自らが策定した行動計画に定めた目標を達成した、男性の育児休業取得率の基準を満たす等の一定の要件を満たした場合に、「子育てサポート企業」として認定を受けることができる。 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画の策定・届出を義務づけられた101人以上の企業の届出状況は97.3%(令和元年6月末現在)である。また、「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)等により、令和2年までにくみん認定企業数を3,000企業とする政府目標が掲げられているところ、直近の認定企業数は3,153企業(令和元年6月末現在)である。 さらに取組を進めるため、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出及び認定について企業への周知や支援を実施する。	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出、認定等に関し、企業への周知及び支援を労働局等において行う。	23,389	14,009	59.9	22,468	22,578	-	-	-	-	-	117	1	2	3-1	厚生労働省	
133	II 3 (1) ①	男性の育児休業取得促進事業	女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性の育児・家事への参画を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状の是正を図ることが重要である。 男性の育児参画や育児休業取得の促進については、成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(令和元年6月21日閣議決定)等において、男性の育児休業取得率に係る政府目標が2020年までに13%と具体的に掲げられているところであるが、平成30年度の取得率は6.16%にとどまっている。 このため、本事業を通じて男性労働者の仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む事業主等への支援を実施し、男性の育児休業取得率13%の達成を目指す。併せて、男性の育児参画を促すため、育児休業以外でも男性が育児のための休みを取得することを積極的に勧奨していく。	男性労働者の仕事と育児の両立支援に積極的に取り組む事業主等への支援を実施。 ・子が出生して8週間以内に男性が育児のために休みを取ることを勧奨し、男性の育児参加を促すため、全国的な普及啓発(イクメン2020キャンペーン)を行う。 ・企業担当者や企業に働きかけを行う自治体を対象としたセミナーの開催、職場内研修資料等の周知広報等を通じ、男性の育児休業取得に対する職場の理解や支援を促進させる。 ・男性労働者の仕事と育児の両立を積極的に促進し、業務改善を図る企業の表彰や、部下の仕事と育児の両立を支援する管理職の表彰を実施し、ロールモデルとして普及を図る。 ・「イクメンプロジェクト」公式サイト等の運営等により、企業の好事例集やパンフレット等関係資料の作成・掲載、仕事と育児の両立体験談の掲載、自治体の取組情報の収集・発信等により広く情報提供を図る。 ・有識者等による「イクメンプロジェクト推進委員会」を設置し、プロジェクトの内容・実施方法について協議する。	68,054	53,194	78.2	88,622	102,928	-	-	-	-	-	-	116	1	3	1-2 3-1	厚生労働省
134	II 3 (1) ①	男性が育児をしやすくするための法制的な改善等の検討	女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性の育児・家事への参画を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状の是正を図ることが重要である。 男性の育児参画や育児休業取得の促進については、成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(令和元年6月21日閣議決定)等において、男性の育児休業取得率に係る政府目標が2020年までに13%と具体的に掲げられているところであるが、平成30年度の取得率は6.16%にとどまっている。 男性の育児休業取得が進まない理由としては、「職場の雰囲気」等の要因が挙げられることから、制度的な改善策を含めて検討し、男性の育児休業取得を一層強力に促進する。	平成30年度に実施した育児・介護休業法の施行状況に関する企業・労働者に対する調査結果の分析等を踏まえ、制度的な改善策を含めて検討を行う。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	47	121	1	2	1-3 3-1	厚生労働省	

※1 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等』(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について』(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段									重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁	
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い				
					30年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野	大項目	その他		
135	II 3 (1) ②	男性職員の育児休業等の取得促進	・男性職員の家庭生活(家事、育児、介護等)への参画促進は、女性職員の活躍促進のためにも不可欠であり、男性職員のワークライフバランス推進の観点からも重要である。しかし、男性の仕事との両立について、管理職員の十分な理解がないケースも見られるため、一層の理解促進を図る必要がある。特に、男性職員の育児休業と「男の産休」については、政府全体の目標の達成に向け、強力に取得促進を図る必要がある。 ・「男の産休」の5日以上取得率は51.9%(平成29年度) ・男性職員の育児休業取得率は10.0%(平成29年度)	・ハンドブックやポスターの作成及び配布を行うとともに、管理職員や男性職員への呼び掛けを行うこと等により、職員に対する制度の周知、意識啓発等を実施する。 ・セミナー等において、「男の産休」や男性職員の家庭生活への関わり等の推進に関する内容を盛り込むことにより、意識啓発を実施する。 ・各府省の事務次官等で構成される女性職員活躍・ワーク・ライフ・バランス推進協議会を活用して、男性職員の育児休業等取得促進に関しトップレベルの積極的な関与を図る。 ・各府省において管理職の人事評価を行うに当たり、長時間労働の是正や部下の年次有給休暇等の取得促進などの働き方改革の取組の状況と併せて、男性職員の育児参画をより推進するため、部下の男性職員の育児休業や「男の産休」の取得状況等、両立支援制度の活用に向けた当該管理職の取組状況を重視した上で適切な評価を行う。	100,415の内数	101,467の内数	—	100,542の内数	162,358の内数	—	—	—	—	48	119	2	3	—	内閣官房	
136	II 3 (1) ②	地方公務員の働き方改革・女性活躍の推進に向けた戦略的広報・情報発信(104の再掲)	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。 そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における女性職員活躍及び働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に関する先進的な取組事例の一つとして、男性職員の育児休業取得促進に向けた取組を紹介する。 また、女性職員活躍等に取り組む地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、各地方公共団体の参考に資する具体的・実践的な取組手法を取りまとめる。	12,949の内数	10,615の内数	—	16,140の内数	15,752の内数	—	—	—	—	50	120	2	3	—	総務省	
137	II 3 (1) ③	男性の家事・育児促進事業	・我が国の男性の家事・育児時間は諸外国に比べて少なく、夫が休日に行う家事・育児の時間が第2子以降の出生に影響していることを示す調査結果もあり、男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の原因の一つとなっている。 ・そうした認識の下、配偶者の出産直後の休暇取得を促すとともに、休暇を取得した日は出産をした妻や生まれてきた子供に感謝し、全面的に家事・育児を行うことを推奨する「さんきゅうパパプロジェクト」等を実施しているが、本事業はこれを補完し、休暇を取得した際に実施する家事・育児をより有意なものとするを目的とする。 ・「少子化社会対策大綱」等においても、男性の家事・育児への参画促進が掲げられており、これらに基づき、男性の家事・育児への参画促進のための取組を強化する必要がある。	関係省庁、民間企業・経済団体等と連携し、配偶者の出産直後の休暇取得をはじめ、男性の子育て目的の休暇取得の促進等を通じて男性の家事・育児への参画促進を図る。	10,000	0	—	6,461	5,815	—	—	—	—	53	122	10	2	—	内閣府	
138	II 3 (1) ③	男性の子育て目的の休暇取得に向けた意識の醸成	・我が国の男性の家事・育児時間は諸外国に比べて少なく、夫が休日に行う家事・育児の時間が第2子以降の出生に影響していることを示す調査結果もあり、男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の原因の一つとなっている。 ・そうした認識の下、配偶者の出産直後の休暇取得を促すとともに、休暇を取得した日は出産をした妻や生まれてきた子供に感謝し、全面的に家事・育児を行うことを推奨する「さんきゅうパパプロジェクト」等を実施している。 ・「少子化社会対策大綱」等においても、男性の家事・育児への参画促進が掲げられており、これらに基づき、男性の家事・育児への参画促進のための取組を強化する必要がある。	平成28年度に内閣府が行った「男性の配偶者の出産直後の休暇取得に関する実態把握のための調査研究事業」の結果、平成27年に父親になった男性のうち、55.9%が配偶者の出産直後の休暇を取得しており、29.1%が休暇取得の意向を持ちながら取得していない。 この29.1%に該当する方々が休暇を取得できるよう、ハンドブックの作成・配布等を行い、企業・団体等の意識改革や機運醸成を図る。	37,287の内数	40,597の内数	—	33,849の内数	30,467の内数	—	—	—	—	56	124	10	2	—	内閣府	
139	II 3 (1) ③	男性の配偶者の出産直後の休暇取得に関する実態把握のための調査研究事業	・少子化社会対策大綱においても重点課題の一つとして男女の働き方改革を進めることを掲げ、その数値目標の一つとして「男性の配偶者の出産直後の休暇取得率」を2020年に80%とすることとしている。 ・男性の家事や育児に係る参加要因や育児休業の取得要因については、主に「職場」「家庭」「個人」であるとされており、平成28年度に実施した調査では、男性の休暇取得率の現状値を把握するとともに、配偶者の出産に係る休暇取得の実態や、休暇取得促進に必要な事柄についてインターネット調査を実施した。 ・調査の結果を踏まえ、長時間労働の是正等の働き方改革を進め、更に企業等に対し、休暇制度の整備・周知や、WLBの取組、上司の意識改革など職場環境の整備を働きかけていくことが重要であることから、休暇取得に促進につながるような事例等の収集等を実施し、現大綱のフォローアップ及び新大綱の策定のための政策ツールに資することとする。	男性配偶者の出産後2か月以内に休暇を取得した男性の割合や休暇の取得日数、取得した休暇の種類など、休暇取得の実態を明らかにするとともに、出産後2か月以内の休暇の取得促進に向けて必要なことを明らかにする。	—	—	—	2,399	—	—	—	—	—	—	10	2	—	内閣府		
(2) 男性の家事・育児等への参画についての国民全体の機運醸成																				
140	II 3 (2) —	男性の家事・育児等参加応援事業経費	・男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立てられ、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれました。 計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としています。 ・平成30年6月にすべての女性が輝く社会づくり本部において決定した「女性活躍加速のための重点方針2018」では、「男性の家事・育児等への参画を促進させるため、結婚支援事業や地域で開催される農業祭、収穫祭といったイベント、男女共同参画センター等における、家事・育児等に関する講座、男性の家事参画に関する啓発等についての先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。また、外出時における育児の負担軽減についての地方公共団体や民間団体による先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。」こととされました。	○男女がお互いの立場を尊重し、豊かな将来のためにそれぞれの家庭の価値観に合った多様な家事・育児のあり方について話し合える機会をつくるのが重要との考えに立ち、様々なライフステージ(結婚、妊娠、出産期など)、多様な価値観を持つ男女に興味・関心を持ってもらえる場としてのイベントを開催します。 ・基調講演、パネルディスカッション、ワークショップ、トークセッション など ・民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展 ○インターネット等の啓発広報を展開します。 ○男性の家事・育児等に関する先進的な取組事例を収集し、インターネット等による情報提供を行う。 ○男性の家事への参画を支援する企業等の拡大、ネットワーク化を図る。 ○上記の施策を実施して総合的に推進し、国民全体の気運を醸成します。	18,434	10,865	58.9	12,994	12,927	—	—	—	—	—	51、52	123	10	1	—	内閣府
141	II 3 (2) —	子育て応援コンソーシアム推進事業経費	・「少子化克服戦略会議提言」(平成30年6月4日)において、子育てにやさしい社会的機運の醸成に向けた国民運動の基盤として、関係業界団体をメンバーとする官民合同の「子育て応援コンソーシアム」を立ち上げることとなった。 ・本コンソーシアムは、子供や子育て世帯をやさしいまなざしで包み込み、その温かみを皆が実感できる社会を実現するため、広く、企業・団体の参加を得て子育てを応援する社会的機運を醸成し、国民運動としてできることから直ちに取り組む。	・各業界の企業・団体トップに参加を呼びかけ、子育てにやさしい取組等を業界横断的に紹介するとともに、有用な取組を出席したトップ自ら団体内や企業内に展開することで、子育てに関するトップダウンでの改革を行っていただくための一助となるべく取組や事例を紹介する。 ・各業界のトップが一堂に会し、取組を発表・聴取し、それを団体・企業内部に供することで、子育てにやさしい社会への一層の機運醸成を図る。	—	—	—	21,873	19,686	—	—	—	—	—	—	10	2	—	内閣府	

※1 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁		
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い			
					30年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野		大項目	その他
142	II 3 (2) -	エンカル消費推進事業	消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)及び消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)には、消費者一人一人が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在と将来の世代にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者市民社会を目指すことが必要であるとされている。特に、将来を担う子供を持つ若い親には、自らも多様な視点を持ち、安心して家事・育児に参画し、子供世代へつないでいく意識が重要であり、そのための消費者教育を一層充実させる必要がある。そのため、このような活動への関与が薄い若い男性に向けて、エンカル・ラボへの参加の働きかけを行い、多様な生活の視点や消費生活への関心を形成するきっかけとする。	公正で持続可能な消費のため、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費者活動を行う「エンカル消費」の推進を行うため、消費者庁では「倫理的消費(エンカル消費)」研究会を実施し、普及啓発のためのシンポジウム、エンカル・ラボを開催しているが、それらに若年男性の活動を積極的に紹介するなどし、公正で持続可能な将来へ向けた消費生活に対する意識・関心を高めると共に参加の働きかけを行う。また、エンカル・ラボの開催にあたり、先進的な活動を行っている地方公共団体や消費者関連団体等との連携を図り、効果的な啓発手法の開発等を検討する。	45,964の内数	45,963の内数	-	45,964の内数	146,677の内数	-	-	○	-	55	125	10	2	-	消費者庁
4. 政治分野における女性の参画拡大 (1) 政党等への情報提供																			
143	II 4 (1) -	政治分野における女性の参画に係る調査研究	政治分野における女性の参画拡大は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要であり、第4次男女共同参画基本計画に基づき政府としても各政党に対する自主的な取組の要請等を行っているところである。さらに、平成30年5月に議員立法により成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、男女の候補者の数が均等となることを目指すことを基本原則として、政党が自主的に取り組むよう努力義務を課すとともに、国が実態調査及び情報の収集等を行うことが定められている。また、同法に対する参議院内閣委員会の附帯決議において、内閣府が政党における女性候補者の状況や女性の政治参画への障壁等に関する実態調査、研究資料の収集及び提供を行うことなどが求められている。このような背景から、本施策は同計画及び同法に基づき、政党等における取組を促進し、政治分野における男女共同参画を推進することを目的として行うものである。	・有識者による検討会を設置した上で、立候補者、議員及び有権者を取り巻く状況をアンケート調査・ヒアリング調査により実態把握し、分析することにより、政治分野における女性の参画拡大のための施策検討に資する情報を得る。 ・国際機関の作成する資料等を和訳するなど、諸外国における政治分野における男女共同参画に関する情報を収集・提供する。 ・政党の党員・党役員・議員等の女性の参画状況や政党の取組を調査し、公表する。 ・政党に対し、数値目標の設定やポジティブ・アクション導入等の自主的な取組を要請する。	10,142	10,260	101.2	12,565	10,057	-	-	-	-	57	152	2	1	-	内閣府
(2) 地方公共団体における取組の促進																			
144	II 4 (2) -	政治分野における女性の参画拡大に関する地方公共団体の取組支援経費	政治分野における女性の参画拡大は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要であるが、女性議員比率は都道府県議会では10.0%、市区町村議会13.4%であり、町村議会の3割以上において女性議員が一人もいない(平成30年12月31日現在)など、住民生活に身近な問題を議論する地方議会において政治への女性の参画が進んでいない状況である。平成30年5月に議員立法により成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、地方公共団体が、実態の調査及び情報の収集等、啓発活動、環境整備、人材の育成等を行うよう努めることとされている。市区町村議会議員の7割以上が無所属議員であり、政党による取組だけで地方議会への女性の参画拡大を十分に推進することはできず、地方公共団体・地方議会における積極的かつ効果的な取組が重要である。このような背景から、本施策は地方公共団体における取組を促進することを目的として行うものである。	・都道府県・市区町村における政治分野への女性の参画状況や施策の推進状況をマップ形式で見える化。 ・これまで実施してきた地方公共団体の政治分野における男女共同参画の推進のための施策の実施状況の調査に加え、地方公共団体及び地方議会における施策の詳細を好事例集としてまとめ、地方公共団体等へ情報提供する。	5,362の内数	3,488の内数	-	5,235の内数	7,738の内数	-	-	-	-	57	152	2	1	-	内閣府
5. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成 (1) 司法分野																			
145	II 5 (1) -	検察官の就業継続のための環境整備	仕事と生活の調和及び子育て中の検察官の活躍促進のため。	・転勤先において保育所の確保が必要な場合、転居を伴う異動先における保育所の申込期限に間に合うようにするため、育児の状況等を勘案し、他の職員よりも可能な限り早期に内示を行うなどの配慮 ・年次休暇の取得促進 ・育児休業等の仕事と家庭の両立支援制度の利用促進	-	-	-	-	-	-	-	-	58	153	2	2	-	法務省	
(2) 行政分野																			
146	II 5 (2) ①	女性国家公務員の人材確保のための啓発・募集活動	女性国家公務員の活躍推進に当たっては、女性が職者を増加させることがその基盤となり、そのためには女性の採用者数を増加させることが必要となる。現在、第4次男女共同参画基本計画における「指導的地位に占める割合を30%程度」とする目標に向けて取組を進めているところであり、国は、「まず隼より始めよ」の観点から女性の採用・登用の拡大に取り組むこととされている。また、そのための成果目標として、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を毎年度30%以上とすることが掲げられている。このような状況の下、有為の女子学生への重点的な誘致活動を実施し、女性申込者そのものの拡大と公務を優先志望する女性申込者の拡大を図る必要がある。	①「女性のための公務研究セミナー」の実施 様々な府省における業務内容やその魅力、女性の活躍の実態等を説明し、公務への関心をより一層高めてもらうことを目的として実施する。 ②「女性のための霞が関特別講演」の実施 国の行政の最前線で活躍する女性行政官が、我が国の重要な政策課題について講演するとともに、併せて女性の立場から仕事のやりがいや仕事と家庭の両立についても言及し、公務の魅力や勤務の実情等について理解と関心を深めてもらうことを目的として実施する。 ③女子学生等試験制度ガイダンスの実施 多数の大学で国家公務員試験制度を説明し、より多くの女子学生に職業選択の一つとして公務に関心を持ってもらうことを目的として実施する。特に技術系学生に向けて、国家公務員の中には、技術系の専門知識を生かせる業務が多数存在していることを業務を通じて社会に貢献できることをPRする。	2,994	1,750	58.5	3,206	3,976	-	-	-	-	60	154	2	3	-	人事院
147	II 5 (2) ①	女性職員育成加速化、柔軟な人事管理と管理職の意識改革	我が国の経済社会の持続的な発展のためには、女性の力を最大限発揮できるようにするとともに、女性が輝く社会を実現することが重要であり、国が「まず隼より始めよ」の観点から率先して女性職員の活躍推進に取り組む必要がある。また、多様な人材を活かすダイバーシティマネジメントを進めることは、行政ニーズのきめ細かい把握や新しい発想の創出を可能とし、政策の質や行政サービスの向上にもつながる。上記のような総合的な視点から女性職員の活躍を推進するに当たっては、男女全ての「働き方改革」によるワークライフバランスを実現することが不可欠である。ワークライフバランスの推進は、男女共に育児、介護等による時間制約のある職員が増える中で公務の持続可能性の向上の観点から極めて重要であり、全ての職員が状況に応じて柔軟な働き方を行いつつ公務を支えるという仕組みへの転換を図る必要がある。	①女性活躍・ワークライフバランス推進に係るセミナー(管理職員、若手女性職員、中堅女性職員対象)や管理職員向けeラーニングを実施する。 ②育児休業中の職員又は育児休業から職務復帰して1年以内の職員や、共働き世帯で未就学児を持つ職員を対象としたセミナーを実施する。 ③様々な分野で活躍する女性職員に対しインタビューを実施し、活躍事例集として取りまとめるとともに、ホームページでの公開や冊子の配布による情報発信を行う。 ④各府省一体となった「国家公務員」ブランドの発信・浸透を図るため、女性をはじめとした多様な対象に向け、ホームページやSNSなどの多様な媒体を通じて情報発信の強化や、説明会の企画、参加などの取組等の積極的な広報活動を実施する。	68,606の内数	87,680の内数	-	71,296の内数	125,229の内数	-	-	-	-	59	155	2	3	-	内閣官房
148	II 5 (2) ②	地方公務員の働き方改革・女性活躍の推進に向けた戦略的広報・情報発信(104の再掲)	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理システムの構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方針について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における女性職員活躍及び働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に関する先進的な取組事例の紹介を行う。また、女性職員活躍等に取り組む地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方針に関する調査研究を通じ、地方公共団体における取組状況のフォローアップ(好事例の横展開、新たに生じた課題に対する対応策の検討)等を行う。	12,949の内数	10,615の内数	-	16,140の内数	15,752の内数	-	-	-	61	156	2	3	-	総務省	

※1 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段						重点方針			第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁		
									関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い			
									30年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野		大項目	その他
149	II	5	(2)	②	地方公務員における取組	組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大	女性の活躍推進に積極的に取り組む男性経営者等によって策定・公表された「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同者による取組の促進・情報共有及びネットワーク拡大のため、賛同者ミーティングの開催や広報啓発ツールによる好事例の発信を行う。特に、組織におけるいわゆる「無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)」の解消のための取組に着目し、積極的に情報共有する。また、地方公共団体や地元企業・大学等の組織トップによるネットワークの形成や情報・意見交換を促進するよう、都道府県や地域の経済団体等に働き掛ける。	「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に、より多くの民間企業や団体等のトップの賛同を得、具体的取組を促進するため、組織トップによる組織内外での取組及びネットワークの拡大・質向上に向けた賛同者ミーティングの開催、行動宣言や賛同者の取組の成功事例を紹介する各地域におけるシンポジウムや、成功事例集及び行動宣言についての広報啓発ツールの作成を行い、国内外に組織トップのコミットメントの重要性を発信する。また、地域における男性リーダーのネットワーク促進に向けて、地域の経済団体等への働きかけを行う。	6,568	4,675	71.2	5,785	5,742	-	-	-	-	71	157	1	3	2-4 3-1 10-2	内閣府
150	II	5	(2)	③	女性海上保安官の活躍推進(巡視船艇等建造)	今後の女性海上保安官の採用・登用の拡大のため、巡視船艇等の建造時から、女性海上保安官等の意見を踏まえつつ、巡視船艇等における女性に配慮した設備の整備等、女性が働きやすい環境整備を推進する必要がある。	巡視船艇の建造造船所において、実物大の女性諸室の模型を用い、女性職員による使いやすさを検証。女性職員の意見を反映した設備を備えた巡視船艇等の整備を引き続き推進する。	44,976,264の内数	41,978,216の内数	-	30,224,692の内数	37,774,239の内数	-	-	-	-	89	159	11	1	2-3	国土交通省(海上保安庁)	
151	II	5	(2)	③	治安、安全保障等の分野	女性海上保安官の活躍推進(女性職員活躍推進研修)	海上保安庁では、女性職員の採用・登用の拡大に取り組んでいるところ、その割合は近年増加傾向にある。一方で、巡視船艇に乗り組む等の当庁特有の勤務環境により、結婚出産等のライフイベントを経て働き続けるロールモデルが少ない中、将来への不安を抱える女性職員は少なくない。また、少子高齢化に伴い職員確保が厳しくなっている現状を踏まえ、そういった不安を抱える女性職員の離職を防止することは非常に重要である。よって、女性職員の採用・登用の更なる拡大及び離職の防止を図るため、女性職員の不安を解消し、継続して働きやすい環境の整備を強力に推進する必要がある。	・女性職員の業務意識・キャリア意識の向上、不安の解消と活躍の推進のため、本庁及び各管区にて女性職員を対象とした研修を実施する。 ・職員に男女共同参画の意識を醸成するため、海上保安大学校、海上保安学校学生に対し、男女共同参画に関する研修を実施する。 ・各個人の将来を見据えた業務への取り組み・キャリアパスを想定した異動希望の提出等ができるようにするため、保安学校学生に対し、今後のキャリアパスを考えさせる研修を実施する。 ・結婚や出産等により働き方が変わる転換点にある女性職員や子育て中の女性職員が、自身のライフイベントを踏まえ、辞職を選択せず、仕事と家庭を両立させ、働き続けられるキャリアプランについて人事担当者や情報共有するため、人事担当者により面談(キャリア面談)を実施する。 今年度、上記取組については未実施であり、年度内に計画的に実施していく予定である。	4,230	4,143	97.9	4,446	4,818	-	-	-	-	90	160	2	3	11-1	国土交通省(海上保安庁)
152	II	5	(2)	③	地方警察官採用募集活動に係る国の事業の強化	地方警察官の採用者数は、退職者数の増加や増員により平成13年度から急増し、平成14年度以降16年連続して1万人を超え、女性の採用者数も増加している。反面、少子化の影響や近年の民間企業による採用募集活動の積極化等に伴い、採用情勢は依然として厳しい状況であることから、警察庁として各都道府県警察の採用募集活動に対する更なる支援を行っていく必要がある。	警察官の仕事や魅力について伝えていくため、各部門で活躍する女性警察官の紹介、仕事と家庭の両立支援施策、キャリアパス等を内容とした女性警察官業務説明資料を作成し、女子学生等が参加する企業説明会等で活用するほか、各都道府県警察にも配布し、都道府県独自の取組においても活用する。	3,285	3,268	99.5	3,346	3,032	-	-	-	-	88	158	2	3	-	警察庁	
153	II	5	(2)	③	治安、安全保障等の分野	女性自衛官の採用・登用の拡大のための教育・生活勤務環境の整備	自衛官については、その職務の特殊性から、起床から消灯までの集団行動を伴う教育(入隊直後の新隊員教育(約3ヶ月間)等)や訓練などが行われる機会が多い。また、主に幹部自衛官以外の者については、原則として大団の指定する場所(駐屯地等)に居住する義務を負っており、自衛官にとって、駐屯地等は、勤務する場であるとともに生活する場であるという側面を併せ持っている。これらを踏まえ、女性自衛官に係る教育・生活・勤務環境の基盤整備を引き続き実施し、女性自衛官の積極的な採用に取り組む。	女性自衛官に係る教育・生活・勤務環境(隊舎、女性用居住区画、女性用の浴場やトイレ等)の基盤整備。	1,432,836	1,497,716	104.5	1,918,732	1,902,559	-	-	-	-	91	161	11	1	2-3	防衛省
154	II	5	(2)	③	女性刑務官集合研修の充実化	女性刑務官については、夜間や休日の勤務に加え、緊急時の非常召集など、過重な業務負担から離職者数も多く、男性刑務官と比較して、採用後3年未満の離職率が非常に高く、定着を図ることが困難な実情にある。そのため、職場定着の基盤整備及び継続したフォローアップ体制を構築し、若年女性刑務官の勤労意欲やキャリアアップへの意識を向上させる女性刑務官集合研修をより充実させ、女性刑務官の離職率の低減を図る。 【参考】 採用後3年未満(※)の刑務官の離職率は男性刑務官18.4%に対し、女性刑務官39.5% ※平成24年度から26年度までに採用された刑務官のうち、採用後3年未満で離職した者の割合	女性研修員同士の連帯感を醸成し、研修終了後の研修員同士のネットワークを構築することを目的として、全国の女性刑務官の初等科集合研修を矯正研修所1か所に集約して実施する。 初等科集合研修終了後3年目の女性刑務官に対し、現状の自分の課題について再認識させるとともに、自分のキャリアを考え、今後も矯正職員として継続して勤務する意欲を高めさせることを目的として、矯正研修所においてフォローアップ研修を実施する。	-	-	-	9,322	9,417	-	-	-	-	-	162	2	3	-	法務省	
155	II	5	(2)	④	女性消防吏員の更なる活躍推進	消防の分野において、平成31年4月1日現在、全国の消防吏員(※)に占める女性の割合は2.9%と警察や自衛隊といった他の分野と比較して低水準。消防庁では、平成27年7月29日、消防庁次長から都道府県知事あてに、消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について通知を发出。 消防庁としても、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには、女性消防吏員の活躍推進を大きく進める必要がある。 (※)消防吏員:階級を持ち、消火活動中の緊急措置等、消防法上の権限を有する者。	消防吏員を目指す女性を増加させるため、女子学生を対象とした職業説明会を全国で開催する。 女性を対象とした消防の魅力を伝えるためのポスター・ガイドブック、ホームページやWEBセミナー等による広報を実施する。 また、消防分野における女性活躍をより積極的に推進するため、有効かつ先進的な取組の提案を募集し、女性消防吏員推進支援事業(モデル事業)として支援するとともに、支援した事業事例を全国に共有する。 女性の採用が進んでいない消防本部に対しては、アドバイザーを派遣することにより、消防本部における女性の活躍に向けた取組を支援する。 消防署等における女性専用施設の整備に対して特別交付税措置による財政支援を行う。	46,987	38,013	80.9	44,294	83,164	-	-	-	-	97	163	11	1	2-3 9-2	総務省(消防庁)	
156	II	5	(2)	④	消防分野	女性消防団員の加入促進	地域住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たす消防団については、消防団員総数が減少する中、女性消防団員は年々増加しているところであり、女性が未加入の消防団においては、女性消防団員の加入について真剣に取り組むこと、すでに女性消防団員が所属している消防団においては、さらに積極的な女性の消防団員への加入促進を図ることを働きかける。	・女性や若者等の入団を促進するため、地方公共団体が、地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組を支援(例:女性分団の新設に要する経費等を支援)する。 ・女性消防団員等の活躍を加速させるための「地域防災力シンポジウム」を各地で開催し、地域防災の重要性についての理解を深めることと併せて、地域特性を踏まえつつ、先進事例を共有しながら、現状の課題の分析・解決を目指す(令和1年:山梨県甲府市、新潟県魚沼市、徳島県徳島市で実施予定)。 ・全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員の活動をより一層、活性化させる(令和1年:青森県で開催予定)。	176,099	116,921	66.4	177,092	228,798	-	-	-	-	98	164	11	1	-	総務省(消防庁)
(3)医療分野																							
157	II	5	(3)	-	-	タスク・シフティング等医療勤務環境改善推進事業	働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)等を踏まえて開催された、「医師の働き方改革に関する検討会」が取りまとめた報告書(平成31年3月28日)においては、医療機関全体としての効率化や他職種も含めた勤務環境改善に取り組むことが不可欠とされた。また、医師の実施している業務を他の職種へ移管すること(タスク・シフティング)が一定程度見込まれるとともに、タスク・シェアリングも必要とされており、タスク・シフティング、タスク・シェアリング等に係る先進的な取組を周知し、普及させていくことが重要とされる。	タスク・シフティング等に係る先進的な取組を周知し、普及させていくため、これまでの先行事例等を踏まえたタスク・シフティング等に関する取組を行う病院に対して補助を実施する。 また、医師以外で代替困難な業務については、タスク・シェアリングを行うことも重要とされることから、タスク・シェアリングを行うための医師の雇用に関する経費や、タスク・シェアリングが困難なため長時間労働となった医師の院内の休息場所の改善等に関する取り組みに対して補助を実施する。 こうした先進的な取組を行う医療機関の事例を、評価し周知することで、勤務環境改善にかかる取組の普及促進を図るもの。	-	-	-	385,419	4,179,608	-	-	-	-	-	140	6	3	-	厚生労働省

※1 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等』(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。

※2 「2018(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づき平成31年度予算案等について』(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁						
									関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い							
									30年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野		大項目	その他				
158	II	5	(3)	—		医師の勤務実態把握調査事業	精緻な医師の需給推計を実施するにあたり、医師の地域、診療科、年代、性別による勤務実態を把握する必要があることから、全国の医師を対象とした勤務実態を詳細に把握するための調査を実施するとともに、医師の勤務実態に影響を及ぼすタスク・シフティングの推進状況等についても併せて調査する。	医師の需給推計を定期的実施するため、医療機関における自主的な緊急的取組から概ね1年を経過した令和元年度に医師の勤務自体を詳細に把握するための調査を実施する。対象は、全国約10万人の医師とし、勤務状況を適切に把握する。 また、上記調査と合わせて、医療機関に対して医師の勤務実態に影響を及ぼす医師の勤務環境改善策の実施状況についても調査を実施する。労働時間管理方法、女性医師等に対する支援、タスク・シフティングの推進状況について調査を実施する。	—	—	—	79,989	—	—	—	—	—	—	1	1	—	厚生労働省					
159	II	5	(3)	—	—	女性医療職等の働き方支援事業	近年、女性医師が増加し、医師全体の約2割、医学部生では約3分の1が女性となっている。一方で、出産・育児等によりキャリアを抑制せざるを得ない場合等もあり、女性の割合が高い診療科(小児科、産科等)を中心に、医師確保上の課題となっており、女性医師がライフステージに応じて働き続けられる環境整備を図る必要がある。	女性医師のキャリア支援の取組をより一層普及させるために、女性医師等支援で中核的な役割を担う拠点医療機関を各地域で選定し、復職支援から継続した勤務まで、バックアップとして女性医師等支援を行うための経費について財政支援を行う。	44,126	42,536	96.4	51,816	51,816	—	—	—	—	—	139	6	3	—	厚生労働省				
160	II	5	(3)	—		地域医療介護総合確保基金(各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等))	子どもを持つ女性医師、看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児に対する保育を行う病院内保育所の運営・施設整備を支援する必要がある。	子どもを持つ女性医師、看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児に対する保育を行う病院内保育所の運営・施設整備に対する支援を行う。	62,243,749の内数	62,243,749の内数	—	68,910,416の内数	事項要求の内数	—	—	—	—	—	—	6	3	—	厚生労働省				
(4) 科学技術・学術分野																											
161	II	5	(4)	①		理工系分野における女性の活躍推進事業	我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れて科学技術・学術活動を活性化していくためには、理工系分野の女性研究者・技術者となり得る人材を育成していく必要がある。しかしながら、現在のところ、我が国の研究者に占める女性の割合は、16.2%と他の先進諸国と比べて低水準であり、理工系を専攻する女性の割合は、理学27.9%、工学15.4%(大学)となっており他専攻に比べて低水準である。平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「科学技術・学術における女性の参画拡大」、「女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備」及び「女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成」に取り組むこととしている。また、本年6月にすべての女性が輝く社会づくり本部で決定された「女性活躍加速のための重点方針2019」においても、理工系分野への女子生徒等の進路選択や女性の社会参加を促進するとしている。	内閣府が中心となって関係府省・関係団体と連携し、女子生徒等の理工系分野への進路選択及び理工系人材の育成を推進するため、以下の施策を総合的に実施する。 産学官からなる支援体制の構築を目的としたネットワークの形成及び連携と情報交換等を目的とした会議を開催する。 また、理工系進路選択に関する理解を促進するため、女子生徒等を対象としたシンポジウムに加え、進路選択に影響を持つ保護者や教員向けのシンポジウムを開催するとともに、理工系女性人材の裾野拡大のため、STEM Girls Ambassadors(理工系女子応援大使)によるワークショップを実施する。 さらに、女子生徒等の理工系分野への進路選択支援を行う自治体や企業等の取組の調査研究を行い、自治体や企業等に新たな取組を促す好事例集の取りまとめを行う。 加えて、「理工チャレンジ」に係る関連施策やイベント情報を充実させるとともに、理工系選択に関する各種情報発信を強化する。	18,694	15,651	83.7	24,200	22,101	—	—	—	—	—	—	—	—	73	165	5	3	—	内閣府
162	II	5	(4)	①		理工系分野への女子生徒等の進路選択や女性の社会参加を促進するためのアプローチ	「第5期科学技術基本計画」では、女性の能力を最大限に発揮できる環境を整備し、その活躍を促進することを掲げ、あわせて、自然科学系全体での新規採用に占める女性研究者の割合を30%にすること(平成27年現在 28.2%)を目標としている。 女性の参画拡大において、次世代を担う理工系女性人材の裾野の拡大も重要な取組の一つであり、女子中高生等の理工系選択への興味関心や理解を深めることを目的として、理工系女子啓発イベントを開催するもの。	本イベントは、女子中高生等やその保護者、教員等を対象として、理工系分野で活躍している社会人・学生等の話を聞きながら、質疑応答や意見交換を通して、理工系選択への興味関心を高めるとともに、理解を深めるイベントである。令和元年度は6月に内閣府男女共同参画局、文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構と協力して「進路で人生どう変わる? 理系で広がる私の未来2019」を実施。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	74	165	5	3	—	内閣府		
163	II	5	(4)	①		理工系分野への女子生徒等の進路選択や女性の社会参加を促進するためのアプローチ	女子中高生の理系進路選択支援プログラム	・継続的かつ効果的な取組実施を目的とした組織の構築(産学官の連携したコンソーシアムや運営協議会等) ・文理選択に迷う女子中高生に効果的にアプローチ仕組みの構築(学校訪問による全生徒を対象とした取組等) ・教員・保護者等関係者が相互理解を深め、生徒が主体的に考える将来像に従って進路選択が可能となるような環境・土壌の構築(シンポジウム、理系キャリア相談会等のイベントの開催等) ・複数年度支援による効果的なPDCAサイクルの構築 ・国立研究開発法人科学技術振興機構による効果的な側面の支援(事例調査や研究等の実施、各取組へのフィードバック等) 女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進。	—	—	—	42,500	49,500	—	—	—	—	—	—	75	167	5	3	—	文部科学省		
164	II	5	(4)	①		専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト(eラーニングを活用した講座開設手法の実証)	人生100年時代においては、個々人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身に付ける機会が提供されることが重要であり、リカレント教育・職業教育の抜本的拡充が求められている。 社会に出た後も大学や専修学校等で学びたいと思っている者は一定数存在する一方で、多忙な社会人は学ぶ時間の確保が大きな課題となっていることから、eラーニング講座の開設手法を整理、普及することで、社会人が「いつでも」、「どこでも」学ぶ環境の実現を目指す。	○専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト 「分野横断型リカレント教育プログラムの開発」、「eラーニングを活用した講座開設手法の実証」、「リカレント教育実施運営モデルの検証」の三つのメニューを専修学校等に委託し、①教育内容面、②教育手法面、③学校運営面といった多面的な視点でリカレント教育実践モデルを開発し、総合的に普及を図ることで専修学校における社会人の学びの機会の充実を図る。 ○eラーニングを活用した講座開設手法の実証 分野毎にeラーニングを活用した講座の開設に当たっての留意点等を整理するとともに、効果的なコンテンツ提供手法・内容を実証しガイドラインを作成する。	1,704,849の内数	713,288の内数	—	314,686の内数	449,808の内数	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5	10-3	—	文部科学省	
165	II	5	(4)	①		放送大学の充実	放送大学学園が行う放送大学の設置・運営、放送、その他附帯する業務に要する経費に対して補助を行い、もって学習者の多様なニーズに対応し、生涯を通じた幅広い学習機会を提供する。	放送大学において、数理・データサイエンス・AI教育に関する標準カリキュラムに準拠したリテラシー分野に加え、応用基礎、エキスパート分野までを目指したオンライン配信等による授業科目や公開講座コンテンツを制作する。	7,642,917の内数	7,642,917の内数	—	7,630,968の内数	7,535,862の内数	—	—	—	—	—	—	10	3	—	—	文部科学省			
166	II	5	(4)	①		理工系分野への女子生徒等の進路選択や女性の社会参加を促進するためのアプローチ	教育訓練プログラム開発事業(120の再掲)	人生100年時代においては、これまでの単線型の人生を全員が一斉に送るのではなく、個人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身に付けることが重要。また、技術革新が進む中で、生涯を通じた学び直しを行うことが必要。しかし、現状では、労働者の様々なニーズに対応した教育訓練プログラムが十分に供給されているとは言えず、教育訓練プログラムの開発を促進するため、国として一層支援していくことが求められている。	キャリアアップやキャリアチェンジを目指す労働者を対象とする、技術革新を反映した最新かつ実践的な知識・技術の習得に資する教育訓練プログラムの開発・実証を業界団体、大学、専修学校等に委託する。	—	—	—	966,035	492,868	—	—	—	—	—	—	—	—	—	厚生労働省			

※1 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。

※2 「2018(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づき平成31年度予算案等について(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁		
								関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い			
								30年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野		大項目	その他
167	II	5	(4)	②	女性研究者の活躍促進に向けた環境整備	ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ	人口減少局面にある我が国において、研究者コミュニティの持続可能性を確保し、多様な視点や優れた発想を取り入れ科学技術イノベーションを活性化するためには、女性研究者の活躍促進が重要。そのため、女性研究者が産出、育児等のライフイベントにかかわらず研究を継続できる環境の整備や、女性研究者の研究力向上を通じた上場企業等への取組を支援する。	988,830	844,449	85.4	1,007,871	1,174,901	-	-	-	-	77	169	5	2	5-1	文部科学省
168	II	5	(4)	②	特別研究員事業(RPD)	特別研究員事業	優れた若手研究者に対して、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、特別研究員として採用・支援することで、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図る。	5,466,288の内数	5,466,288の内数	-	5,466,288の内数	6,435,372の内数	-	-	-	-	-	170	5	2	-	文部科学省
(5)企業における女性役員登用等の推進に関する取組																						
169	II	5	(5)	①	上場企業における女性役員登用を始める女性活躍推進	資本市場における女性活躍情報の活用状況見える化事業	コーポレートガバナンス・コードの改訂において、取締役会のジェンダーや国際性の面を含む多様性の確保が明記され、上場企業における女性役員登用が企業価値向上の重要な要素の一つとされていることを踏まえ、我が国の女性役員登用状況、必要性等を上場企業、経済団体等に対して周知、啓発を行う。 これまで内閣府では、ESG投資において機関投資家などのように女性活躍情報を活用しているのの調査を進め、その調査結果を周知・啓発することで企業の自発的な取組推進を図ってきた。一方、機関投資家の動きを見ると、投資判断に企業の女性活躍状況を考慮する「ジェンダー投資」がヨーロッパを中心に広がっており、こうした状況を踏まえ、内閣府ではジェンダー投資について海外先進事例調査を行い、国内企業及び機関投資家への周知を行う。	11,656	14,162	121.5	7,882	13,242	-	-	-	-	68	131	2	4	-	内閣府
170	II	5	(5)	②	女性役員候補者の育成	女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査	「女性活躍加速のための重点方針2019」でも、平成28年度に作成した「女性リーダーの育成に向けたモデルプログラム」について、平成29・30・令和元年度の試行実施の結果も踏まえつつ、新たな地域での検証にも取り組む。また、多様な受講生に対応するため、広範な選択制プログラムの導入を可能とする大学等と共催した研修を実施などを通じ、我が国の女性リーダー育成に向けた取組の促進を拡充・加速する。さらに当該研修の修了者とのマッチング促進のため、修了者のリストを掲載したWebサイトの更なる活用促進を図る。	20,022	19,873	99.3	27,116	24,950	-	-	-	-	69	132	2	4	-	内閣府
171	II	5	(5)	②	女性リーダー育成	女性リーダー育成	一億総活躍社会の実現に向けて、女性がその能力を遺憾なく発揮できるよう支援することが不可欠。特に、経営層に女性を含めた多様な視点が入ることは、企業競争力を向上する上で重要。 他方で、日本企業における経営層・管理職層の女性は極めて少ない状況であり、女性リーダー育成を推進する事業を支援することで日本の企業競争力の強化を目指す。	-	-	-	-	-	-	-	-	民間事業者への後援	70	133	2	4	-	経済産業省
172	II	5	(5)	③	企業における女性活躍をはじめとしたダイバーシティ経営の推進	ダイバーシティ経営	平成24年12月に発足した第二次安倍内閣以降、「女性活躍」を政府の最重要政策の一つと位置付け、成長戦略の推進や一億総活躍社会の実現に向けて、様々な取組を進めており、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)においても、「ダイバーシティ経営の推進」が記載されたところ。 グローバル競争の激化や産業構造の変化、少子高齢化等、我が国をとりまく外部環境の変化に対応するためには、人材戦略を変革し、多様な人材がその能力を最大限発揮して、競争力を高めしていくことが必要。女性活躍はその柱であり、企業の経営戦略として、ダイバーシティ経営を推進していく。	207,776の内数	196,514の内数	-	151,913の内数	100,000の内数	-	-	-	-	67	134	2	4	-	経済産業省
(6)企業や団体における女性の参画拡大に資する環境整備																						
173	II	5	(6)	①	組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大	組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大(149の再掲)	女性の活躍推進に積極的に取り組む男性経営者等によって策定・公表された「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同者による取組の促進・情報共有及びネットワーク拡大のため、賛同者ミーティングの開催や広報啓発ツールによる好事例の発信を行う。特に、組織におけるいわゆる「無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)」の解消のための取組に着目し、積極的に情報共有する。また、地方公共団体や地元企業・大学等の組織トップによるネットワークの形成や情報・意見交換を促進するよう、都道府県や地域の経済団体等に働き掛ける。	6,568	4,675	71.2	5,785	5,742	-	-	-	-	71	135	1	3	2-4 3-1 10-2	内閣府
174	II	5	(6)	②	教育分野	大学における女性の登用の促進	人生100年時代を見据え、多様な年齢層の多様なニーズを持った学生に対する教育体制が求められており、女性の能力発揮が組織の活性化において重要となっていることを踏まえ、大学における女性の登用について自主的な取組を促進する。	-	-	-	-	-	-	-	-	関係会議等における周知	-	-	10	5	-	文部科学省
175	II	5	(6)	②	女性管理職登用の促進	女性管理職登用の促進	公立の小学校、中学校、高校に占める女性教員の割合はそれぞれおおよ6割、4割、3割という状況であり、近年増加傾向にあるものの、女性管理職の割合はその17.5%と低い水準にある。 「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月閣議決定)において、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合については、平成32年までに20%以上を目指すとしてされているところであり、引き続きこれらの目標の達成に向け、女性管理職登用を促進する必要がある。	-	-	-	-	-	-	-	-	通知・事例の横展開	-	-	10	5	-	文部科学省

※1 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等』(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づき平成31年度予算案等について』(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い		その他		
					30年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野	大項目			
176	II 5 (6) ②	教育分野 学校における働き方改革の推進	公立の小学校、中学校、高校に占める女性教員の割合はそれぞれおよそ6割、4割、3割という状況であり、近年増加傾向にあるものの、女性管理職の割合はその17.5%と低い水準にある。その背景として、女性教員が管理職をあまり志望しない状況があるが、その要因として、「育児や介護との両立への不安」「管理職になる自信がない」「担任として子供と接していきたい」が挙げられている。 これは、育児や介護等に携わる教員が、勤務時間の長い副校長・教頭の職を志望しづらい状況があることを示していると考えられ、「女性活躍推進法公務部門に関する見直しの方向性」においても指摘されているとおり、学校における働き方改革の推進は、女性活躍の推進の観点からも重要な課題である。	平成31年1月に中央教育審議会においてとりまとめられた学校における働き方改革に関する答申を踏まえ、文部科学大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を設置し、総合的に取り組むこととしており、広く社会等に対して学校における働き方改革の趣旨・目的等を周知するため、社会全体や関係府省・関係機関、地域・保護者、教育委員会・学校向けに、それぞれ大臣メッセージを発信したことに加えて、公式プロモーション動画を作成し、周知している。 また、各教育委員会等に対して、勤務時間管理の徹底や学校及び教師が担う業務の明確化・適正化等について通知をしている。 さらに、教育委員会における学校の働き方改革推進のための取組状況の調査実施・分析・市町村別公表等や、これまでの業務改善の取組事例や全国から集めた優良事例の展開を通じて、教育委員会や各学校における「働き方改革」の自走サイクルを構築する。 その他、答申で示された工程表や、文部科学省として取り組むべき内容をまとめた工程表に基づき、教職員定数の改善や部活動指導員等の専門スタッフ・外部人材の拡充等の学校指導・運営体制の効果的な強化・充実、勤務時間制度の改善等の学校における働き方改革の推進に向けた取組を総合的に推進している。	-	-	-	-	189,140	-	-	-	通知・メッセージの発出等	-	-	10	5	-	文部科学省	
177	II 5 (6) ③	スポーツ分野 スポーツ・インテグリティ推進事業(スポーツ団体における女性役員の育成)	スポーツ界における透明性・公平性・公正性の確保はスポーツ活動の基盤であるが、昨今、スポーツ選手のコンプライアンス(法令順守)違反が頻発し、各スポーツ団体におけるノウハウや人材が十分でないことが喫緊の課題となっている。 スポーツ基本法において、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施する旨が規定されており、第2期スポーツ基本計画においても、グリーンでフェアなスポーツの推進に国が一体的に取り組むこととしている。 本事業では、スポーツ団体ガバナンスコードの活用等により、スポーツ界のインテグリティの確保を図るため、スポーツ団体における女性役員の比率向上に向けた支援を行う。	○スポーツ団体における女性役員の育成 女性役員比率の向上に係る取組を加速させるため、対象スポーツに関する知見のほか、法務、会計、ビジネスなど、団体の適切な運営に必要な知見を有し、スポーツ団体に働く意向のある人材を発掘するとともに、スポーツ団体に働く上で必要な知見を身に付けるための研修を実施する。また、当該人材と女性役員比率が目標を下回っているスポーツ団体とのマッチングを支援する。	16,479の内数	4,985の内数	-	29,090の内数	57,173の内数	-	-	-	-	87	141	6	4	-	文部科学省	
178	II 5 (6) ③	スポーツ分野 日本スポーツ協会補助(スポーツ指導者育成事業)	スポーツ基本法の規定に基づき、我が国の国民スポーツの統一組織である公益財団法人日本体育協会に対し、スポーツ指導者養成事業及びアジア地区スポーツ交流事業、海外青少年スポーツ振興事業に必要な経費の一部を補助し、生涯スポーツ社会の実現に向けて、必要なスポーツ指導者の養成及び資質の向上を図るとともに、スポーツを通じた国際交流及び貢献を推進する。	公益財団法人日本スポーツ協会が実施する以下の事業について、必要な経費を補助する。 ○スポーツ指導者養成事業 地域において、個々人の年齢や性別など、対象に合わせた競技別の技術指導にあたる「コーチ」等の指導者の養成を行うとともに、指導者としての資質の維持・向上に努めるために、研修事業を実施する。 度重なるスポーツ指導者の不祥事案に対し、指導者の質の向上を図るためモデル・コア・カリキュラムの導入を始めとする、学習効果の高いアクティブラーニングを用いた講習会とするなど、内容の見直しを実施する。	494,871の内数	494,871の内数	-	494,871の内数	573,665の内数	-	-	-	-	-	143	6	4	-	文部科学省	
179	II 5 (6) ④	メディア分野 メディア分野の経営者団体等との意思疎通の場	メディアと行政の間でセクシュアル・ハラスメント事案が発生したことを踏まえ、政府を挙げて被害の予防・救済・再発防止を図るとともに、取材現場における女性の活躍に資する環境整備を促進する。	取材現場における女性の活躍に資する環境整備を促進するため、メディア分野の経営者団体等との間での意思疎通の場を設定し、引き続き意見交換を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	メディア分野の経営者団体等との間での意思疎通の場の設定	-	144	7	8	-	内閣府	
180	II 5 (6) ⑤	運送分野 自動車運送事業等における人材の確保・育成等に向けた普及啓発活動	自動車運送事業等においては、近年、人手不足は深刻化しているが、その就業構造は、中高年層の男性労働力に依存した状態であり、女性の就労者が少ない状況にあることから、人手不足の解消のためにも、女性の新規就労・活躍を促進することが重要な課題である。	事業者と連携したバス運転者の就業促進、女性タクシードライバーの新規就労・定着に取り組む事業者の認定や、トラガール促進プロジェクトを通じた情報発信・普及啓発、自動車関係団体と連携して女性も訴求対象としたポスター等による自動車整備士の人材確保に向けたPR活動を実施する。	155,659の内数	131,043の内数	-	193,396の内数	238,033の内数	-	-	-	ホームページ等での情報発信・普及啓発	96	145	3	3	-	国土交通省	
181	II 5 (6) ⑥	海運業・造船業等の海事業分野 海事業分野における女性活躍促進(海運業)	海洋立国日本において、海運業・造船業等の海事業は、我が国経済及び国民生活にとって大きな役割を果たしており、それを支える船員や造船人材の確保・育成が不可欠。他方、生産年齢人口の減少に伴う他産業との人材獲得競争激化が想定される中、女性も含めた誰もが働きやすい環境を実現し、海事業における人材を呼び込み、定着させる必要がある。このため、他産業と比べて女性割合が低い状況にある海事業全体において、女性活躍促進に向けた環境整備を図る必要がある。	・女性を含め、内航船員という職業を魅力ある職業へ変えていくため、交通政策審議会海事分科会船員部会において船員の働き方改革を検討中であり、令和2年度夏頃に方向性をとりまとめる。 ・船や造船所・船用工業事業所で働く女性の活躍や企業の先進的な取組事例の情報発信として、2019年7月に、「海事業における女性活躍促進の取組事例集vol3」を発行。引き続きPR活動を実施する。	-	-	-	-	137,520の内数	-	-	-	-	-	146	3	3	-	国土交通省	
182	II 5 (6) ⑥	海運業・造船業等の海事業分野 造船業における人材の確保・育成	我が国の造船業は、省エネ等の性能や品質に優れた船舶を建造・輸出し、裾野の広い労働集約型産業として地域の経済・雇用に貢献している重要な産業。中長期的な成長が見込まれる世界の造船市場において、その成長を我が国造船業の更なる発展に結びつけるためには、技術力の更なる向上と合わせて、それを支える技術者・技能者の確保・育成が極めて重要である。 造船業では、これまで女性の活躍は十分進んでいないが、女性が無理なく活躍できる作業や職種も多くあり、大きな潜在力として期待される女性の就業・活躍を促進するための取組みを推進する必要がある。	これまで、女性を含む造船業を目指す若者の拡大を図るため、魅力ある造船工学教材や造船教員の専門的指導力の維持・向上に向けた研修プログラム等の作成・普及、地域中小造船企業が連携したインターンシップの推進等、教育体制の改革強化の取組を推進している。 令和2年度は、産学官で構成される地方協議会において、工業高校における造船教育の実施を後押しする取組とともに、造船工学教材等の既存のリソースを活用し、女性を含む造船人材のキャリアアップ等を図るための取組みを検討する。加えて、女性を含む造船教育修了者の入職・定着を向上させるための方策等を検討するための調査を実施する。	82,259の内数	80,407の内数	-	83,474の内数	120,000の内数	-	-	-	-	95	147	3	3	-	国土交通省	
183	II 5 (6) ⑦	建設分野 オープンデータ・イノベーション等によるi-Constructionの推進	建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上の必要不可欠な「地域の守り手」である。人口減少や高齢化が進む中でも、建設業がこれらの役割を果たせるよう、国土交通省では調査・測量から設計・施工、検査・維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用するi-Constructionを推進し、2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す。	BIM/CIM等の3次元データの利活用の推進、AI活用等の新技術の開発・現場導入、地方公共団体への取組拡大等によりi-Constructionを推進する。 (BIM/CIMの拡大をはじめとした3次元データ等の利活用) ・公共から民間まで幅広い建設事業でのBIM/CIMの推進 ・インフラに係るデータ連携基盤の構築によるオープンイノベーションの促進 ・地下空間に関する安全技術の確立に向けた地盤情報の収集・共有・利活用等の推進 (新技術の開発・導入加速に向けた産学官の連携強化) ・i-Construction推進コンソーシアムによる新技術導入に向けたマッチング等の推進 ・公共工事における新技術の現場実装の推進 ・AIやロボットの活用等による建設生産・管理システムの高度化 ・企業・大学等における現場向け新技術開発への助成及び国所管の研究施設の機能強化 (地方公共団体の取組の支援) ・地方公共団体におけるICT施工導入のための技術者支援の促進	1,619,057	1,598,641	98.7	3,329,943	2,805,163	-	-	-	-	93	148	3	3	-	国土交通省	

※1 「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁			
									関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い				
									30年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野		大項目	その他	
184	II	5	(6)	⑦		建設業における女性活躍の推進	建設業においては、従事者の高齢化や若年入職者の減少等により、将来の担い手の確保・育成が喫緊の課題となっている。こうした状況下、建設業における女性の活躍は業界の魅力を高めることとなり、担い手確保・育成に向けた原動力となるような好循環が期待される。このため、女性の更なる活躍を国内人材確保・育成策の柱の一つに位置づけ、業界全体の活性化と将来の担い手確保・育成を図る必要がある。	建設業における女性活躍の機運をさらに高め、建設業界が自律的・継続的に女性活躍に取り組める環境を整備する。 ○女性活躍を推し進める団体の連携をサポート ○地域ブロック又は都道府県でのアクションプログラム策定に向けた検討 ○建設業の女性活躍「成功・失敗事例集」の策定 ○女性技術者・技能者の就業継続や職場復帰に役立つ「地域セミナー」の開催	33,404	33,404	100	13,813	40,000	-	-	-	-	94	149	3	3	-	国土交通省	
185	II	5	(6)	⑧	観光分野	観光分野における女性活躍推進に関する調査事業	観光分野は世界的に女性の雇用が多い分野であり、本年6月のG20大阪首脳宣言においても、観光は女性及び若者のための質の高い雇用と起業創出についての貢献が期待される分野として言及された。UNWTOやWTTCなどの調査によると、観光分野における女性の活躍推進を通じて、生産性の向上や女性の社会的な地位向上、持続可能な成長につながるとされている。我が国においても、近年観光分野の投資や雇用が急速に増加しているところである。このように成長を続ける観光分野において女性活躍推進に取り組むことは、女性のキャリアアップや生産性の向上に向けた大きな可能性を有するものであり、また、人材育成や観光の質の向上が求められる中、観光立国の推進にも大きな意義があるものである。	観光における女性活躍が世界的に重視されているところ、観光立国を推進する我が国においても、G20観光大臣会合の日本開催も見据え、観光における女性活躍推進に向けた検討委員会を立ち上げ、旅行業や観光地域づくり法人等の観光地域振興の分野を含めた幅広い観光関係者の意見交換を行うことを通じて、関係者のネットワーク強化を行うとともに、女性活躍推進の現状と課題の整理を行い、今後の官民の取組促進に向けた検討及び観光業界への復職希望者に対する支援プロジェクトを行う。来年度は現状と課題を引き続き検討するとともに、女性活躍推進に向けた普及活動にも取り組む。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省		
(7)女性の起業に対する支援																								
186	II	5	(7)	-	-	女性の起業に対する支援の強化(女性起業家等支援ネットワーク構築事業)	平成24年12月に発足した第二次安倍内閣以降、「女性活躍」を政府の最重要政策の一つと位置付け、成長戦略の一環として、様々な取組を進めてきたところ。「女性活躍加速のための重点方針2017(平成29年6月6日「すべての女性が輝く社会づくり本部」決定)」には、「女性の起業に対する支援の強化」が掲げられている。	女性の起業を後押しするため、地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」の各地で蓄積された女性起業家等への支援ノウハウを全国へ普及・展開を行うとともに、女性の起業に対する支援を行う女性起業家支援ネットワークの構築等に対する補助を行う。	207,776の内数	196,514の内数	-	151,913の内数	-	-	-	-	-	78	151	2	4	3-5	経済産業省	
187	II	5	(7)	-	-	日本政策金融公庫補給金(女性、若者/ニア起業家支援資金)	女性、若年者及び高齢者の視点を活かした事業を促進するために、起業意欲のある女性・若者(35歳未満)・高齢者(55歳以上)を対象に、日本政策金融公庫の融資により支援。	「女性」、「35歳未満の若者」、「55歳以上のシニア」のうち、新規開業しようとする者又は新規開業して概ね7年以内の者が対象となる融資制度。	16,514,313の内数	15,738,664の内数	-	16,411,493の内数	16,410,000の内数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	経済産業省(中小企業庁)	
188	II	5	(7)	-	-	女性のチャレンジ賞の開催	「女性のチャレンジ支援策」(平成15年4月男女共同参画会議決定)を受け、顕彰を通じて、チャレンジの身近なモデル等を示し、男女共同参画社会の実現のための機運を高めることを目的として、平成16年度から実施。	男女共同参画社会の形成の促進にあたっては、誰もが自らの意欲と能力によって自分の未来を切り開いていくこと、夢や志を実現することが可能であると信じられるような、柔軟で活力ある社会にしていけることが大切である。しかし、現状では女性が、変化に応じ、様々な分野でチャレンジし、豊かさを感じられる生活を送るために、多様な選択肢がある中から、自分にとって適切な選択を行うための具体的なイメージを描くことは難しい。そこで、起業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体・グループ及びそのようなチャレンジの支援等を行う個人、団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデル等を示すことによって男女共同参画社会の実現のための機運を高める。	545	364	66.8	545	547	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府
(8)国際的な協調及び貢献に向けた取組																								
189	II	5	(8)	①		国際会議における議論への参画と日本の取組の発信	女性の活躍に関する国際社会の関心は高く、G7やAPEC等の関係級会議や国際会議において活発な議論が行われている。日本としても国際的な議論に積極的に参画し、日本の取り組みを発信する。	女性の活躍に関する国際社会の関心は高く、G7やAPEC等の関係級会議や国際会議において活発な議論が行われている。日本としても国際的な議論に積極的に参画し、日本の取組を発信する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	2	-	外務省
190	II	5	(8)	①		国際会議における議論への参画と日本の取組の充実及び発信等	各種国際会議に必要な経費	左記の目的を達成するため、G7、APEC、CSWといった国際会議に出席し、我が国の男女共同参画の取組を発信するとともに、国際会議出席・関係者との意見交換等を通じて男女共同参画に関する国際社会における最新の取組・情報を収集することにより、国内の関連施策策定に活用できる。また、諸外国とのネットワークを強化することができるほか、我が国の取組について国際社会に発信するとともに、国際規範づくりに対し積極的に貢献できる。	1,783	1,178	66.1	26,242	23,459	-	-	-	-	-	-	12	1	-	内閣府	
191	II	5	(8)	②		国際女性会議WAW!の開催等	我が国は、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、2014年から東京において国際女性会議WAW!(World Assembly for Women)を開催している。本会議は、女性・ジェンダー問題について日本の取り組みをアピールし、併せて国際的な意識向上・啓発を推進することが目的である。第5回目の開催では、W20との同時開催により「WAW! for Diversity」をテーマに日本及び国際社会が抱える今日的な課題について包括的かつ多角的に議論。国内外から82名の女性分野で活躍するリーダーらが参加し、延べ3,000人が傍聴した。また、参加者のアイデアや提案が総括文書としてとりまとめられ、国連文書として派出された。同会議には、毎年の開催を予定しており、将来的に、同会議を女性分野における中核的な国際フォーラムに発展させ、国際社会における活躍推進の議論を主導していくことを目指している。	女性活躍推進に貢献している国内外の著名人(政府関係者、有識者、財界人、メディア関係者他)の参加を得て、基調講演及びパネルディスカッションによる公開フォーラムを実施すると共に、テーマ別のラウンドテーブル(複数の小グループ会合により構成)を行う。また、同会議に際して全国で開催される女性関連のイベントとの協力事業を実施。	86,453	73,025	84.5	86,253	102,565	-	-	-	-	100	171	12	2	-	外務省	

※1 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等』(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について』(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段										重点方針			第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い					
					30年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野	大項目	その他			
192	II 5 (8) ③	国際機関の法人職員増強	国際機関の邦人職員増強(①日本人の送り込み強化、②潜在的な候補者の発掘・育成)	90年代に国連難民高等弁務官を務めた緒方貞子氏の例が示すように、国際機関で活躍する日本人の存在自体が「日本の顔」となり、日本のイメージ向上、更には日本の「正しい姿」の発信に繋がることから、国際機関で勤務する日本人職員を増強することは、外交政策上、極めて重要である。しかし、国際機関に勤務する日本人職員数は、例えば国連事務局においては、同事務局が定める「望ましい職員数」の1/3にとどまるなど、早急に状況の改善が必要である。 この点について、国内の議論においても、平成25年5月の参議院ODA特別委の「第5回アフリカ開発会議(TICAD V)の開催に当たり政府開発援助の効果的な実施と推進を求める決議」で「国際機関における邦人役職員の更なる増強を含め我が国の人的貢献のより一層の拡充を図ること」が求められ、また、平成29年6月閣議決定の『「未来投資戦略」2017』工程表等において、2025年までに国連関係機関の邦人職員を1000人とする目標(現在882人)が立てられるなど、政府一体となって邦人職員増加に向けた取組を一層強化することが求められている。	① JPO(Junior Professional Officer)派遣制度 将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を原則2年間、国際機関に派遣し、勤務経験を積ませることにより将来の正規採用への途を開く制度である。ここ数年は毎年概ね50~60人程度を派遣している。 ② 国際機関幹部候補職員派遣制度 将来的に国際機関の幹部ポストを担い得る中堅レベルの方を原則2年間、国際機関の職員として派遣する制度。数名程度の派遣を予定している。 ③ 潜在的な候補者の発掘・育成 ・国際機関採用プロセスで必要となるスキルを身につけられるような指導・育成等を実施する。 ・国内外における日本人留学生・社会人等に対するガイダンスの実施、グローバル人材教育に関心の高い高校や大学等における国際機関勤務経験者による講演等の実施。 ・潜在的に国際機関職員となり得る者が存在する関係府省との定期的な情報交換。	2,332,800	2,262,586	97.0	2,587,656	2,799,884	-	-	-	-	99	172	12	2	0	外務省	
193	II 5 (8) ④	アジア・太平洋諸国との友好・信頼関係の深化	アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点をあてるとともにシンポジウムや国際交流の場を開催することなどにより、女性の視点から、日本とアジア・太平洋諸国の友好・信頼関係の更なる深化を図る。 平成28年度から5か年に渡り実施することを想定。令和2年度は、アフリカ各国を対象地域に追加して実施。	○過去3年間(平成28年度~30年度)は、女性起業家を対象とし、「架け橋として活躍している女性」及び架け橋女性から見た日本の魅力に関して調査し、また、シンポジウムにおいてパネルディスカッションや意見交換、架け橋女性及び関係者の交流会も開催。令和元年度はメディアの女性(主に新聞社、テレビ局の記者を念頭)を対象に、3日間のプログラムを実施し、交流を行う。 ○令和2年度は日本とアジア・太平洋諸国やアフリカで活動する女性支援団体等の人材が、日本において国際交流・研修を行うことで、ネットワークを構築するとともに、組織の能力の向上に資する。具体的には、第7回アフリカ開発会議(TICAD7)における日本の取組として、「ジェンダーに基づく暴力根絶のための人材育成」が盛り込まれたところでもあり、女性に対する暴力の分野に関する交流・研修事業を実施する。	61,982	28,609	46.2	44,162	78,510	-	-	-	-	101	173	12	2	-	内閣府		
194	II 5 (8) ⑤	中南米日系農業者等との連携交流・ビジネス創出	中南米には多くの日系農業者が存在し、これまでも我が国との農業交流が実施されてきた。世代交代が進む中、我が国の食産業の海外展開を推進する上で、今後ともその関係の維持・発展を図っていく必要があることから、中南米5カ国(ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルー)の日系農業者等との連携交流、若手や女性の日系農業者等を対象にした研修、ビジネス創出に向けた取組を実施する。	中南米の日系農業者等との連携の強化を行うとともに、若手や女性向けの研修やセミナーを通じた次世代リーダーとなる農業者等の育成、日系農業者団体と日本の地方企業とのビジネス創出に向けた交流を実施する。 このうち日系農協の女性農業者等を対象にした研修では、日本に招へいし、日本の農業団体の女性部の活動をモデルに、食品製造、花きの栽培・販売、グリーンツーリズム等について実地体験を交えた研修を実施する。 平成30年度は中南米4カ国の現地・日本国内の双方で事業を実施したが、令和元年度は新たに、現地事業に限りペルーを含めて実施する(若手農業者や女性農業者を対象とした日本への招へい研修はペルーを除く中南米4カ国で実施する)。	60,000	59,967	99.9	61,030	61,030	-	-	-	-	102	174	12	2	-	農林水産省		
III. 女性活躍のための基盤整備																					
1. 女性活躍の基盤となるジェンダー統計の充実																					
(1) 地域におけるジェンダー統計の重要性の理解と作成・活用の促進																					
195	III 1 (1) -	地域におけるジェンダー統計の作成・活用に関する実践的調査	男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画や女性活躍推進法に基づく推進計画の策定等に際し、各地方公共団体が地域の現状と課題を把握するため、地方公共団体レベルのジェンダー統計の作成・活用を促進する。	男女共同参画基本法に基づく男女共同参画基本計画や女性活躍推進法に基づく推進計画の策定等に際し、各地方公共団体が、ジェンダー問題を明らかにするための道具であるジェンダー統計の作成・活用を通じて地域の現状と課題を把握するため、ジェンダー統計利用の現状や在り方及び課題、先進事例等について調査研究を行い、その成果を活用して、ジェンダー統計に関する研修(地方公共団体や男女共同参画センターの職員向け)を全国6か所で行う。	-	-	-	-	7,505	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府			
(2) 地域におけるジェンダー統計の作成・活用を通じた女性活躍の推進																					
196	III 1 (2) -	地域におけるジェンダー統計の作成・活用に関する実践的調査(予算は、195の再掲)	地方公共団体レベルのジェンダー統計の作成・活用の促進に、子育てがひと段落した女性等が参画することにより、そうした女性たちの地域活動・就業促進など社会での活躍の後押し(地域活動・就業に通じるスキル向上、就業プランクの不安除去、自己肯定感の向上等)を図る。	子育てがひと段落した女性等が地元のジェンダー統計の作成・活用に参画することにより、そうした女性たちの地域活動・就業促進など社会での活躍への後押し(地域活動・就業に通じるスキル向上、就業プランクの不安除去、自己肯定感の向上等)となった先進事例について現地ヒアリングを踏まえた調査研究を行い、更なる女性活躍の推進を図る。	-	-	-	-	7,505	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府			
2. 子育て、介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進																					
(1) 待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた、子育て・介護基盤の整備等																					
197	III 2 (1) ①	仕事・子育て両立支援事業	「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を行うこととされたところ。同プランに基づく保育の受け皿整備の支援及び従来の子ども・子育て支援に加え、夜間・休日のほか短時間の非正規社員など多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立に対する支援を行う。	事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就業形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設し、運営に係る経費及び受け皿整備に伴う整備費、改修費の一部を支援し、「子育て安心プラン」に基づき必要な保育の受け皿を確保する。 また、ベビーシッター派遣サービスの利用を支援するため、利用料について助成を行う。	170,113,413	170,055,006	99.97	202,005,816	202,005,816	-	-	○	-	159	179	9	1	-	内閣府		
198	III 2 (1) ①	幼児期の教育・保育、放課後児童クラブ等の「量的拡充」及び「質の向上」	従来、都道府県が毎年1回実施してきた保育士試験について、保育人材の確保に向けて、年2回の試験実施に積極的に取り組むよう厚生労働省から通知するも取組が進まない状況にあった。このため、国家戦略特別区域限定保育士事業により、年2回試験の実施を促す仕組みとして、登録日から3年間は資格を得た事業実施区域内のみ有効の「地域限定保育士」制度を創設し、地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とし、実技試験講習に代えるなど試験を柔軟に行うことができるとし、もって保育士候補掘り起しの推進を図る。 また、従来、地域限定保育士試験の試験事務を行わせることができる指定法人の範囲は、一般社団法人及び一般財団法人に限定されており、試験の実施回数を増やすことには限界があった。そのため、指定法人の範囲を株式会社等の多様な主体に拡大することで、通常の保育士試験に加え、複数回の試験をより実施しやすくする。 小規模保育事業は、0~2歳の待機児童解消を目的として創設されたため、対象年齢を原則0~2歳に限定し、市町村が認めた場合には、3歳~5歳を保育できることとしている。一方、特に都市部では、3歳以上にも待機児童が発生し、小規模保育の卒園後の受け皿が十分に足りていない状況がある。このため、国家戦略特別区域小規模保育事業により、対象年齢の原則を撤廃し、0~5歳や3~5歳を対象とする小規模保育事業を認め、地域の実情に即した保育の受け皿整備を進め、待機児童の解消を図る。	・国家戦略特別区域限定保育士事業 保育人材の確保に向けて、特区内の都道府県等が行う国家戦略特別区域限定保育士試験の合格者に対し、登録日から3年間は資格を得た事業実施区域内のみ有効の「地域限定保育士」の資格を付与する。また、都道府県等が当該保育士試験の試験事務を行わせることができる指定法人の範囲を、一般社団法人及び一般財団法人以外の多様な主体に拡大する。 ・国家戦略特別区域小規模保育事業 待機児童の解消に向けて、原則として0~2歳児を対象としている小規模保育事業における対象年齢を0~5歳に拡大する。	905,542,454の内数	905,137,238の内数	-	1,106,927,467の内数	1,107,043,685の内数	-	-	-	-	162	180	9	1	-	内閣府		

※1 「2017(通し番号)」は、『「女性活躍加速のための重点方針2017」の関連施策の実施状況及び決算額等』(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成31年度予算案等について』(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁			
									関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い				
									30年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野		大項目	その他	
199	Ⅲ	2	(1)	①	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」は、国家戦略特区の区域内において外国人材が炊事、洗濯、掃除、買物等の家事支援サービスを提供することにより、女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応等を図ることを目的に実施するもの。	本事業は、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」を定めた区域計画が内閣総理大臣に認定された場合に、国と地方自治体とで構成する第三者管理協議会による管理体制の下、受入企業に雇用され利用世帯において家事支援サービスを提供する外国人材の入国、在留を認めるもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国家戦略特別区域計画の認定	163	181	9	1	-	内閣府	
200	Ⅲ	2	(1)	①	子育て安心プラン	待機児童を解消するとともに、女性の就業率8割に対応できるよう、「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに32万人分の保育の受け皿を確保することとしている。	待機児童を解消するとともに、女性の就業率8割に対応できるよう、「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに32万人分の保育の受け皿を確保することとしている。	190,355,110	101,635,948	53.4	74,681,382	78,694,666	-	-	-	-	-	160	176	9	1	-	厚生労働省	
201	Ⅲ	2	(1)	②	保育対策総合支援事業費補助金	「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7.7万人)を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。	保育人材の確保については、新規の資格取得支援や就業継続、潜在保育士等に対する再就職支援に総合的に取り組んでいる。 令和2年度概算要求では、特に保育士宿舍借り上げ支援事業について、子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市区町村における対象者を10年目までのすべての常勤保育士に拡充させ、保育士の離職防止に努める。	60,188,349 の内数	32,731,880 の内数	-	39,382,343 の内数	47,658,429 の内数	-	-	-	-	-	160	177	9	1	3-5	厚生労働省	
202	Ⅲ	2	(1)	①	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。	養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。	118,766,233 の内数	110,617,934 の内数	-	130,375,993 の内数	130,375,993 の内数	-	-	-	-	-	-	-	6	2	-	厚生労働省	
203	Ⅲ	2	(1)	①	認可化移行運営費支援事業	認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業(以下「保育所等」という。)への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行に当たって必要となる経費を補助すること及び地方自治体における単独保育施設において児童を保育している施設(以下「地方単独保育施設」という。)については当該補助に加え、利用者負担額(保育料)を軽減するための経費を補助することにより、保育の供給及び受入れを増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。	本事業は、認可外保育施設が保育所等への移行を目指すに当たって必要となる経費(地方単独保育施設については当該経費に加え、利用者負担額(保育料)を軽減するための経費)の支援を実施するものであり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)に規定する保育所に係る設備及び職員配置に関する基準又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)に規定する家庭的保育事業若しくは小規模保育事業若しくは事業所内保育事業に係る設備及び職員配置に関する基準を満たす認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を補助するものである。 ※内閣府予算	4,922,243	-	-	6,360,632	6,360,632	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省
204	Ⅲ	2	(1)	①	幼稚園における待機児童の受入れ推進	保育所等に入所できない待機児童の解消を図るため、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動である「預かり保育」の充実(長時間化・通年化)及び保育を必要とする2歳児の受入れを支援することにより、幼稚園における待機児童の受入れを推進する。	1. 預かり保育の充実 幼稚園における預かり保育の充実(長時間化・通年化)を促進するため、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)・私学助成(預かり保育推進事業)における長時間預かり・長期休業中の預かりに係る補助単価の増額を実施。 2. 保育を必要とする2歳児の受入れ推進 幼稚園における保育を必要とする2歳児の受入れを推進するため、①平成30年度より、幼稚園における保育を必要とする2歳児を受入れる仕組み(一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ))の創設や②認定こども園及び関連事業に係る運用の明確化(0・1歳児を受入対象外とすることも可等)を実施。 3. 機構定員要求 専門官(待機児童対策)を時限増員。 ※下線部分について予算欄に記載。	136,081,065	122,173,669	89.8	147,390,198 の内数	147,390,198 の内数	-	-	-	-	-	157,160	183	9	1	-	文部科学省	
205	Ⅲ	2	(1)	①	幼稚園における待機児童の受入れ推進	保育所等に入所できない待機児童の解消を図るため、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動である「預かり保育」の充実(長時間化・通年化)及び保育を必要とする2歳児の受入れを支援することにより、幼稚園における待機児童の受入れを推進する。	1. 預かり保育の充実 幼稚園における預かり保育の充実(長時間化・通年化)を促進するため、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)・私学助成(預かり保育推進事業)における長時間預かり・長期休業中の預かりに係る補助単価の増額を実施。 2. 保育を必要とする2歳児の受入れ推進 幼稚園における保育を必要とする2歳児の受入れを推進するため、①平成30年度より、幼稚園における保育を必要とする2歳児を受入れる仕組み(一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ))の創設や②認定こども園及び関連事業に係る運用の明確化(0・1歳児を受入対象外とすることも可等)を実施。 3. 機構定員要求 専門官(待機児童対策)を時限増員。 ※下線部分について予算欄に記載。	3,559,000	3,364,096	94.5	3,640,000 の内数	3,741,000 の内数	-	-	-	-	157,160	184	9	1	-	文部科学省 予算については、私学助成(預かり保育推進事業)分のみ		
206	Ⅲ	2	(1)	②	介護休暇制度の更なる柔軟化	規制改革推進会議において「近年顕著に増加している認知症介護の場合、認知症は症状が徐々に進行する特徴があるため、変化に応じてケアプランの見直しを行う等、家族介護者が介護専門職と相談できる機会の確保が不可欠である。こうした相談は短時間で済む場合が多いが、現行の介護休暇は取得単位が「半日」であるため、所要時間に応じた小刻みの取得ができない。」「介護休暇の取得単位について、時間単位の取得が可能になるよう、必要な法令の見直しに向けた措置を講ずるべき」との答申がなされ、規制改革実施計画に当該措置の実施が盛り込まれている。	介護休暇の取得単位について、時間単位の取得が可能になるよう、必要な法令の見直しに向け、今年度労働政策審議会において議論し、結論を得ることとしている。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	3	1	-	厚生労働省		
207	Ⅲ	2	(1)	②	地域医療介護総合確保基金	団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題である。このため、消費税増収分等を活用した財政支援制度(本基金)を平成27年度に創設し、各都道府県に設置することとしたところであり、各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、各都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。 ○地域密着型サービス施設等整備助成事業 ○介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 等	45,697,988 の内数	15,742,536 の内数	-	46,702,500 の内数	46,702,500 の内数	-	-	-	-	164	185	9	1	-	厚生労働省		

※1 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等』(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について』(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段						重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁		
									関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)		関連性の高い	
									30年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)								分野	大項目
208	Ⅲ	2	(1)	②	介護人材の処遇改善	介護人材の確保等を図るため、介護職員の賃金が介護サービス事業所で働く他職種と比べて低い状況にあること等を踏まえ、介護職員の処遇改善を行うこと。	平成29(2017)年度において、臨時に介護報酬改定を行い、介護職員処遇改善加算について、介護職員の経験、資格又は評価に応じた昇給の仕組み(キャリアアップの仕組み)を構築した事業者に対し、新たな上乗せ評価を行う加算を創設し、月額平均1万円相当の処遇改善の拡充を図った。また、本年10月からは、満年度で公費1000億円を投じ、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、更なる処遇改善を行う予定。	1,895,249,122の内数	1,811,514,554の内数	-	2,036,135,574の内数	2,132,570,611の内数	○	-	-	-	165	186	9	1	-	厚生労働省
209	Ⅲ	2	(1)	②	介護ロボット開発等加速化事業	介護ロボットについては、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、介護人材確保のための総合的な対策の一つとして、その活用促進が明記されたところである。また、令和元年6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」においても、ロボット・センサーについて、現場ニーズを捉えた開発支援や介護現場への導入・活用支援を着実に進めるとの内容が盛り込まれており、本事業において、介護ロボット等の開発・普及の加速化を図る。	介護ロボット等の開発・普及を加速化するために必要な支援として、開発等の各段階において、以下の事業を実施する。 (1)介護ロボットの開発・導入・活用支援の拠点の設置【新規】 ・介護ロボットに関する各事業の成果や他事業の支援策、地域資源等の総合的活用による介護施設等に対する導入・活用支援や、介護ロボット開発の提案内容のシーズ側への働きかけも含め、開発・導入・活用・改善の一連のプロセスを支援する拠点を設置する。 ・拠点を活用して、高齢者、介護現場、開発メーカー、大学・技術支援機関、自治体等と連携しながら、介護分野におけるロボット・AI・ICT等の実用化を図る。 (2)ニーズ・シーズ連携協議のための協議会の設置 ・開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。 ・また、介護ロボットの体験展示、試用貸出、研修実施等を行う。 (3)福祉用具・介護ロボット実用化支援事業 ・介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。 (4)介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業 ・介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。	372,461	243,066	65.3	481,804	679,685	-	-	-	-	166	191	9	1	-	厚生労働省
210	Ⅲ	2	(1)	②	介護事業所における生産性向上推進事業	介護事業所における生産性向上の取組を普及するため、以下の事業を実施する。 令和元年5月にとりまとめた「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」における医療・福祉サービス改革プランにおいて、 ・介護分野で①業務仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善を行うパイロット事業を実施し、その結果を踏まえて介護現場の業務改善や介護業界のイメージ改善について、先進的な取組を全国に普及することや、 ・必要に応じ更なる生産性向上ガイドラインの見直し、好事例等の収集、国、自治体及び事業者団体等を通じた横展開を実施とされていることを踏まえ、本事業において、介護事業所における生産性向上の取組の普及を図る。	介護事業所における生産性向上の取組を普及するため、以下の事業を実施する。 (1)介護現場の生産性向上に関する全国セミナーの開催【新規】 介護現場の生産性向上に関する取組を全国に普及するため、今年度に改訂する生産性向上に資するガイドラインの取組内容に関するセミナーをそれぞれの職種の役割に応じて開催する。 ① トップセミナー(経営者層) ・経営者層に対して、業務改善に取組む意義から好事例の紹介等、介護現場の生産性向上への取組の意識啓発を目的とした講義セミナーを行う。 ② ミドルセミナー(介護従事者層) ・介護従事者層に対して、介護ロボットやICT機器の活用事例の紹介から体験利用、業務の課題分析や実行計画の作成等のワークショップセミナーを行い、業務改善の司令塔となるプロジェクトリーダーの育成を目指す。 ③ 業務改善コンサルタントの育成セミナー ・介護現場の業務改善に関するコンサルタントに必要な知識や技術の研修を行うことにより、介護現場の業務改善に関するコンサルタント人材の確保を目指す。 (2)介護業務効率化に関する取組におけるパイロット事業【継続】 介護現場の業務改善に取組に意欲的な自治体に対して、その取組に必要な経費を支援する。 (3)ファミリーテーター養成の手引きの作成【新規】 ファミリーテーター(介護現場における生産性向上の取り組みを支援する者)を養成するための手引きを作成する。	608,576	608,479	99.98	900,056	900,056	-	-	-	-	167	189	9	1	-	厚生労働省
211	Ⅲ	2	(1)	②	ICTを活用した介護情報連携推進事業	介護現場の生産性向上・人材確保を図るために有効なツールの1つがICT化の推進であるが、各介護事業所で使用されている介護ソフトに互換性がない等の理由により、ICTを活用した情報連携が進まない状況にある。また、健康寿命の延伸や効果的・効率的な医療・介護サービスの提供を実現するため、ICTを活用した医療機関と介護事業所の連携も求められている。このため、介護事業所間及び、医療機関と介護事業所の情報連携を全国で推進するために、実証実験等の事業を行うものである。	居宅介護支援事業所と介護事業所間のICTを活用した情報連携を全国に推進していくため、クラウド等を活用した標準仕様の情報連携を先行実施し、その費用対効果を測定するなどの実証実験等を行うとともに、医療機関と介護事業所の所有する情報の効果的な連携に向けた検討を行う。	149,280	110,412	74.0	64,549	200,000	-	-	-	-	168	190	9	1	-	厚生労働省
212	Ⅲ	2	(1)	②	介護職チームケア実践力向上推進事業	生産年齢人口の減少が本格化していく中、終末期の看取りへの対応や認知症の各種症状に応じた対応など、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくためには、リーダー的介護職員の育成をはじめ、介護職員のキャリア・専門性に合わせたサービス提供体制のもとで、多様な人材によるチームケアの実践をさらに進めていくことが必要である。介護助手等多様な人材の参入を促しつつ、外部コンサルタントを活用し、リーダー職の育成等チームケアの実践を強力に推進することにより、介護現場に従事する職員の不安を払拭するとともに、介護人材の参入環境の整備、定着促進とサービス利用者の自立支援・満足度の向上を図る。	介護事業所等において、介護助手等を活用したサービス提供モデルや多職種連携によるチームケアの確立等により、介護業務の効率化、生産性向上のための先駆的な取組を試行する場合に、当該取組に係るかかり増し費用の助成等を行う。	-	-	-	-	592,050	-	-	-	-	169	187	9	1	-	厚生労働省
213	Ⅲ	2	(1)	②	介護のしごと魅力発信等事業	経済状況の好転により景気が回復していく中で、労働市場全体として人手不足感が高まっており、全産業の有効求人倍率はバブル期を超える高水準となっていることから、介護分野での人材確保はより一層厳しくなることが想定される。	国において関係団体との協働の下で、先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催や、若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する個別のアプローチなど、介護の仕事の魅力等に関する情報発信の取組をさらに進める。	365,003	363,333	99.5	684,274	887,963	-	-	-	-	169	187	9	1	-	厚生労働省
214	Ⅲ	2	(1)	③	子どもの事故防止に関する取組の推進	我が国では、消費生活上の事故等によって、14歳以下の子供が毎年約300人亡くなっている。子供の事故を防止するため、注意喚起等の啓発活動や子供の事故防止に配慮された安全な製品の普及等に関する取組を推進する。	子供の事故情報の分析及び保護者意識の実態調査を実施し、その結果を踏まえて、母親のみならず父親の意識・関心を高めるべく、啓発活動等の取組を推進する。	14,947	2,824	18.9	6,214	13,580	-	-	○	-	54	193	9	1	-	消費者庁

※1 「2017(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等」(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。

※2 「2018(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について」(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁				
								関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い						
								30年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したも)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)							2年度予算要求額(千円)	分野		大項目	その他		
215	Ⅲ	2	(1)	③	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。 子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため、保育所等に勤務する職員や巡回指導員を対象とした研修の内容に園外活動時における安全対策を加えるとともに、巡回支援指導の内容に園外活動等における安全対策の実地指導を加える。	保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。 子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため、保育所等に勤務する職員や巡回指導員を対象とした研修の内容に園外活動時における安全対策を加えるとともに、巡回支援指導の内容に園外活動等における安全対策の実地指導を加える。	60,188,349の内数	32,731,880の内数	-	39,382,343の内数	47,659,522の内数	-	-	-	-	160	177	9	1	3-5	厚生労働省		
216	Ⅲ	2	(1)	③	保育対策総合支援事業費補助金(保育体制強化事業)(122の再掲)	保育所入所待機児童解消のため、保育を支える保育士の確保は喫緊の課題である。地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(以下「保育支援者」という。)を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。	清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳等といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。 また、令和2年度概算要求においては、保育支援者の業務に「園外活動時の見守り等」を加え、保育所外等での活動において、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。	60,188,349の内数	32,731,880の内数	-	39,382,343の内数	47,659,522の内数	-	-	-	-	160	177	9	1	3-5	厚生労働省		
217	Ⅲ	2	(1)	③	防犯ボランティアリーダー等を対象とした研修会の開催	平成30年5月、新潟県新潟市において、下校中の女子児童が殺害される事件が発生し、同年6月、政府において「登下校防犯プラン」が決定されるなど、子供の安全確保に社会全体で取り組む機運が高まっている中、令和元年5月、神奈川県川崎市において、登校中の児童等が殺害される事件が発生し、国民に著しい不安を与えている。 通学路等を中心に子供の安全を見守るボランティアは、平素の活動における注意点、有事の際の110番通報、子供の避難誘導等の対応要領等の具体的な指導が必要である。特に、新潟県新潟市や神奈川県川崎市で発生した子供を狙った様々な事案等に備え、どのように見守り活動を進めればよいのかを教示する必要がある。 そこで、効果的なパトロール方法や必要な資機材、警察が持つ安全な活動に資するための知識等を防犯ボランティアに教示する研修会を開催することで、事故なく効果的な防犯ボランティア活動を実現を図るものである。	全国8ブロックにおいて、各地で見守り活動や防犯パトロールに取り組む防犯ボランティアの中でも指導的役割を担うことのできる者(防犯ボランティアリーダー)を対象とした研修会を開催し、警察から子供を対象とした事案の例を具体的に教示するとともに、具体的な見守り活動要領の指導の方法を教示することとし、これらの防犯ボランティアリーダーが主体的に各地域の防犯ボランティア団体の指導に当たることで、効果的な見守り活動や防犯パトロールの手法が迅速に広がり、各地域の防犯ボランティア活動の質の向上や裾野の拡大に繋げる。	-	-	-	-	11,824	-	-	-	-	-	-	-	9	1	-	警察庁	
218	Ⅲ	2	(1)	③	未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全の確保	近時、社会的な耳目を集める車両対歩行者の交通死亡事故が継続しており、特に、次代を担う子供のかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として子供が危険にさらされている現状を踏まえ、交通安全の確保に向けた道路交通環境の改善が極めて重要となっている。	幼稚園や保育園に通う未就学の子供の移動経路について、関係機関と連携して緊急安全点検を行い、点検結果を踏まえて、歩車分離化や矢印灯器を設置する多現示化等の信号機の改良、道路標識等の高輝度化に取り組むなど、未就学の子供が集団で移動する経路において交通事故が起きにくい環境とするために必要な交通安全施設等を整備する。	-	-	-	-	2,002,488	-	-	○	-	-	-	9	1	-	警察庁		
219	Ⅲ	2	(1)	③	子供の通行が多い生活道路等における適切な交通指導取締りに資する装置の整備	子供が被害に遭う交通死亡事故を防ぐためには、子供がよく利用する道路において自動車の走行速度を低下させることが必要である。令和元年6月に開催された「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」においては、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」として、可搬式速度違反自動取締装置を全国的に整備させることなどにより、子供の通行が多い生活道路等における適切な交通指導取締りを行うこととされている。このようなことを背景として、場所的・時間的制約が少ないなどの特徴を有する当該装置を整備し、自動車の走行速度の低下に資する交通指導取締りを行うことを目的とする。	通学路や生活道路、時速30キロメートル毎時の区域規制がなされた道路においても、LED警告板による指導警告や交通取締りを行うことができる可搬式速度違反自動取締装置を整備する。	-	-	-	-	144,375	-	-	-	-	-	-	9	1	-	警察庁		
220	Ⅲ	2	(1)	③	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	児童生徒が被害者となる事件・事故が依然として発生している状況の中、学校や通学路における児童生徒等の安全を確保するためには、家庭や地域の関係機関・団体等と連携を強化するとともに、地域のボランティアを養成・確保し、地域社会全体で児童生徒等を見守る体制を整備する必要がある。 ※また、オーバーフロー状態である学校現場だけでは対応が困難であり、通学路における安全確保を効果的に行うためには、学校のみで対応するのではなく、地域のボランティアによる見守り活動を促進し、学校と関係機関・家庭・地域の連携を一層強化する体制を構築する必要がある。	通学路等で子供たちを見守る学校安全ボランティア(スクールガード)を、講習会を通じて養成する。 併せて、各学校を巡回して防犯上の改善点等を指導したり、スクールガードに対する指導を行ったりするスクールガード・リーダーを、各地域の見守りの核として委嘱するとともに、講習会によって人材を安定的に確保する。さらに見守り活動などの防犯活動に伴う経費の支援を行う。 これにより、学校安全ボランティア等を安全かつ効果的に活用する仕組みを整備して、地域全体で、子供の安全を見守る体制を整備するもの。	105,982	97,156	91.7	118,986	420,315	-	-	-	令和元年7月26日付で実施要領を改正した。従来実施主体が都道府県、政令指定都市、中核市と、市町村にあっては間接実施のみしか実施できなかったところ、本改正により実施主体を都道府県及び市町村とし、市町村についても直接実施を可能にした。	-	-	-	-	7	5	-	文部科学省
221	Ⅲ	2	(1)	③	子供の安全な通行を確保するための道路交通安全環境の整備の推進	未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(令和元年6月18日、昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果を踏まえつつ、生活空間における交通安全対策を推進。	点検結果を踏まえ、歩道の設置・拡充、防護柵の設置等の安心安全な歩行空間の整備・生活道路のエリアへのハンプ等の設置による速度抑制・交差点改良等の幹線道路対策等を推進	-	-	-	-	2,131,741,000の内数 ※このほか、防災・安全交付金(国費12,611億円の内数)、社会資本整備総合交付金(国費10,037億円の内数)がある	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国土交通省	

※1 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等』(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づき平成31年度予算案等について』(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁		
									関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)	関連性の高い			
									30年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)							分野		大項目	その他
222	Ⅲ	2	(1)	④	乳児用液体ミルクの普及に向けた取組	乳児用液体ミルクの普及に向けた取組	災害時の備えや外出時、夜間における授乳を簡便に行うという観点から有用であり、授乳に使用される乳児用調整粉乳に代わる新たな選択肢である乳児用液体ミルクについて、普及に向けた取組を実施する。	過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した取組指針について、公表から5年以上が経過し、熊本地震等の新たな災害の経験も踏まえ内容を改訂するほか、最新の事例等を書き加える。	-	-	-	-	-	-	-	-	171	195、205	9	1	11-1 11-2	内閣府	
(2) 幼児教育・保育・高等教育の無償化																							
223	Ⅲ	2	(2)	-	-	幼児教育・保育の無償化	「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、本年10月から、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する。	本年10月から、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する。	-	-	-	1,308,707,514の内数	1,308,823,732の内数	-	-	-	-	157	196	9	1	-	内閣府
224	Ⅲ	2	(2)	-	-	高等教育の修学支援新制度(高等教育の修学支援の着実な実施)	低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対応に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置する。	「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年5月法律第8号)に基づき、少子化に対処するため、低所得者世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(内閣府計上)する。	-	-	-	-	事項要求	-	-	-	-	-	9	1	-	文部科学省	
3. 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習への対応																							
225	Ⅲ	3	-	-	-	大学入学者選抜の公正確保	昨年度、一部の大学入学者選抜において、女性差別とも言えるような取扱いが判明したが、有識者会議での議論も踏まえ、大学入学者選抜の公正確保のための方策を、今後共通ルールとして周知徹底を図っていく。	関係会議等において、全ての学部学科の入学者選抜において、公正を確保するための共通ルールとして周知	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文部科学省
(1) 学校教育段階からのキャリア形成に係る学びへの対応																							
226	Ⅲ	3	(1)	-	-	次世代のライフプランニング教育推進事業	我が国では経済や政治への参画等において男女格差が大きく、各国の社会進出における男女格差を示すジェンダー・ギャップ指数は149か国中110位(2018年)であり、特に、経済分野における女性管理職の割合、政治分野における国会議員(関係含む)の女性割合が低く、意思決定に関わる女性が少ない現状にある。こうした中、次世代の若者が、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担等にとらわれず、主体的に進路や職業を選択する能力・態度を身に付けるような指導を行うことができるよう促すとともに、情報提供及び基盤整備の充実を図る必要がある。	次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参画意識の醸成を図るため、学校で活用できるライフプランニング教育プログラムや教員研修プログラムを開発する。	-	-	-	34,221	33,770	-	-	-	-	-	199	10	3	-	文部科学省
(2) 学校現場等におけるいわゆる「無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)」への対応																							
227	Ⅲ	3	(2)	-	-	次世代のライフプランニング教育推進事業(226の再掲)	我が国では経済や政治への参画等において男女格差が大きく、各国の社会進出における男女格差を示すジェンダー・ギャップ指数は149か国中110位(2018年)であり、特に、経済分野における女性管理職の割合、政治分野における国会議員(関係含む)の女性割合が低く、意思決定に関わる女性が少ない現状にある。こうした中、次世代の若者が、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担等にとらわれず、主体的に進路や職業を選択する能力・態度を身に付けるような指導を行うことができるよう促すとともに、情報提供及び基盤整備の充実を図る必要がある。	次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参画意識の醸成を図るため、学校で活用できるライフプランニング教育プログラムや教員研修プログラムを開発する。	-	-	-	34,221	33,770	-	-	-	-	-	200	10	3	-	文部科学省
4. 女性活躍の視点に立った制度等の整備																							
(1) 働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討																							
228	Ⅲ	4	(1)	-	-	女性が働きやすい制度等への見直し	『『日本再興戦略』改訂2014』では、「働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し」として、税制、社会保障制度、配偶者手当等について総合的に検討することとされた。これを踏まえ、平成26年10月、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、内閣総理大臣から、関係大臣に対して総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示するとともに、人事院にも国家公務員の配偶者手当について検討するよう要請した。女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。	税制については、平成29年度税制改正において、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる仕組みを構築する観点から、配偶者控除等について、配偶者の収入制限を103万円から150万円に引き上げるなどの見直しを行い、平成30年分の所得税から適用されている。社会保障制度については、平成28年10月からの大企業で働く短時間労働者を対象とした被用者保険の適用拡大に加えて、平成29年4月からは、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開いた。更なる適用拡大については、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)附則第2条に基づき、令和元年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされており、引き続き検討を進めていく。公務員の配偶者に係る扶養手当については、国家公務員における見直しを踏まえ、地方公務員においても、ほとんどの地方公共団体で見直しが行われたところであり、今後も引き続き適切に対処するよう各地方公共団体に要請していく。民間企業における配偶者手当についても、上記の税制や社会保障制度等の動きも踏まえ、平成30年1月に改訂されたモデル就業規則も活用しながら「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。	-	-	-	-	-	○	○	-	有識者会議にて議論	172	201	1	5	8-1 9-1	内閣府
229	Ⅲ	4	(1)	-	-	再婚禁止に係る制度の在り方の検討	民法第733条第1項は、女性について100日の再婚禁止期間を定めている。女性の再婚禁止期間について、改正前の民法第733条第1項はその期間を6か月としていたが、平成27年12月16日の最高裁判決により、そのうち100日を超える部分が憲法第14条第1項及び第24条第2項に違反すると判断された。これを受け、平成28年6月1日、「民法の一部を改正する法律」が成立し、その期間を100日に短縮する等の改正がされ、同月7日に施行された。この法律の附則において、「政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加えるものとする。」との検討条項が設けられている。	再婚禁止期間は民法の嫡出推定制度と密接に関連するものであるが、嫡出推定制度について、法務省は、平成30年10月から学者や実務家を中心とする「嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会」に参加して必要な検討を行い、令和元年6月には、法制審議会に対し、無戸籍者問題を解消する観点から、同制度の見直し等に関する諮問をしたところである。今後は、法制審議会に設置された民法(親子法制)部会において、同制度に関する調査審議を進めていくこととなる。再婚禁止に係る制度は、家族の在り方に関わり、国民の中にも様々な意見があるところであるが、上記部会における議論の状況等も踏まえ、その在り方について検討を行う予定である。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	9	1	-	法務省
230	Ⅲ	4	(1)	-	-	旧姓使用の拡大に向けた働き掛け	社会において、旧姓を通称として使用しながら活動する女性が増加している中、社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、旧姓の通称としての使用の拡大に向けた取組を進める。	令和元年11月からマイナンバーカード等への旧姓併記が可能となることなどを踏まえ、銀行口座等や各種国家資格等での旧姓使用がしやすくなるよう、引き続き関係機関等へ必要な働き掛けを行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	175	204	9	1	-	内閣府

※1 「2017(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等』(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づき平成31年度予算案等について』(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。

通し番号	重点方針2019該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段						重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁								
									関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2017(通し番号)(※1)	2018(通し番号)(※2)		関連性の高い							
									30年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	30年度決算額(千円)	使用割合(%)	元年度予算額(千円)	2年度予算要求額(千円)								分野	大項目	その他					
231	Ⅲ	4	(1)	—	—	旧姓の通称としての使用の拡大に向けた検討	・政府全体の取組として、女性活躍の視点に立った制度等を整備する観点から、旧姓の通称としての使用の拡大を目指している。 ・旅券に関しては、「女性活躍加速のための重点方針2019」において、「旅券について、本年度中に旧姓の併記の申請が容易になるよう早急に実現に向けて取り組む。また、旅券所持人及び渡航先当局に混乱が生じることがないよう、旧姓を含む別名の記載方法について可能な限り早急に改めるよう取り組む」としている。	現行の旅券の別名併記制度の下では、旧姓を別名の一形態と整理し、渡航文書としての旅券の信頼性の維持を前提とし、国内外における旧姓での活動や実績及び渡航の必要性を裏面確認できる者についてのみ旅券への旧姓併記(旧姓の別名併記)を認めている。 また、現行の括弧書きによる別名の併記方法では、これが旧姓であるかその他の別名であるか判別できず、渡航先で問題となる事象が発生している。 このことから、女性活躍の視点に立った制度等の整備の一環として、「女性活躍加速のための重点方針2019」に「旅券について、本年度中に旧姓の併記の申請が容易になるよう早急に実現に向けて取り組む。また、旅券所持人及び渡航先当局に混乱が生じることがないよう、旧姓を含む別名の記載方法について可能な限り早急に改めるよう取り組む。」とする施策目標を登録し、この実現に向け必要な検討を進めている。	—	—	—	—	106,749	○	—	—	令和3年度概算要求額: 29,650千円(2年国債)	174	203	9	1	—	外務省					
232	Ⅲ	4	(1)	—	—	保険募集人の旧姓使用に関する制度上の担保に向けた検討	女性のキャリア継続において、結婚や離婚に際しても継続して旧姓を使用できることが重要であることを踏まえ、保険募集人の旧姓を使用した活動が担保されるよう制度改正を進めるとともに、必要なシステム改修を行う。	保険募集人が保険募集を行う際に顧客に対し明らかにする氏名について、保険募集人が旧姓を使用する場合には、保険契約者保護の観点から、保険会社が保険募集人として登録を行っている氏名と顧客に対し明らかにする氏名を適切に管理する体制を整備することを前提に、保険募集人の希望に応じて旧姓を使用することができるよう、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正を行う。 また、保険業法上、保険募集人は氏名等の登録が義務付けられているところ、当該登録は電子申請により行われているため、保険業界及び金融庁において必要なシステム改修を行う(令和2年度予算)とともに、申請すべき登録事項等を定めた保険業法施行規則等の改正により旧姓の登録を可能とする。	—	—	—	—	147,690の内数	○	—	—	—	—	—	—	—	金融庁						
(2)男女共同参画の視点からの防災・復興の取組																												
233	Ⅲ	4	(2)	—	—	復興における男女共同参画の視点からの取組事例の収集・公表及び被災地における男女共同参画の視点の浸透活動	「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針及び第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解の促進・浸透を目的とする。	復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などを収集し、公表するとともに、令和元年6月には、いわて男女共同参画フェスティバル 2019において講演会の主催やパネル展示を行う等、被災地等において、パネルディスカッション・シンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演などの、男女共同参画の視点を持つことの必要性を理解してもらうための取組を実施している。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・男女共同参画の視点から復興に資する事例集の作成・公表 ・被災地の自治体等のニーズに応じたワークショップ等の浸透活動の実施。	178	206	11	2	—	復興庁
234	Ⅲ	4	(2)	—	—	地域における男女共同参画促進に関する実践的調査・研究	地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災(予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階を含む)に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。	過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した取組指針について、公表から5年以上が経過し、熊本地震等の新たな災害の経験も踏まえ内容を改訂するほか、最新の事例等を書き加える。	—	—	—	4,646	—	—	—	—	176、177	205	11	1	—	内閣府						

※1 「2017(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2017』の関連施策の実施状況及び決算額等」(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2018(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について」(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。